

# 大分県地域防災計画 新旧対照表

【地震・津波対策編】

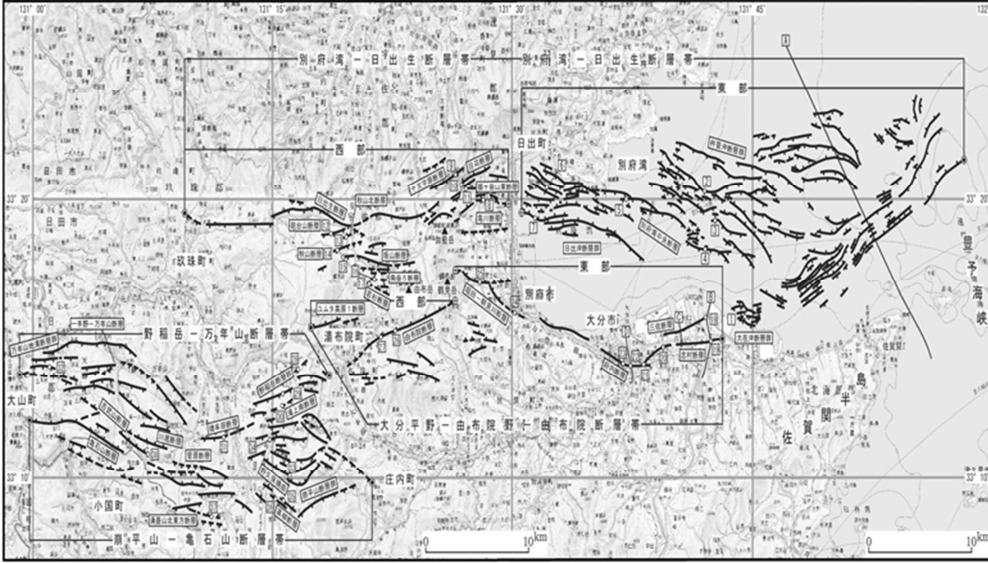
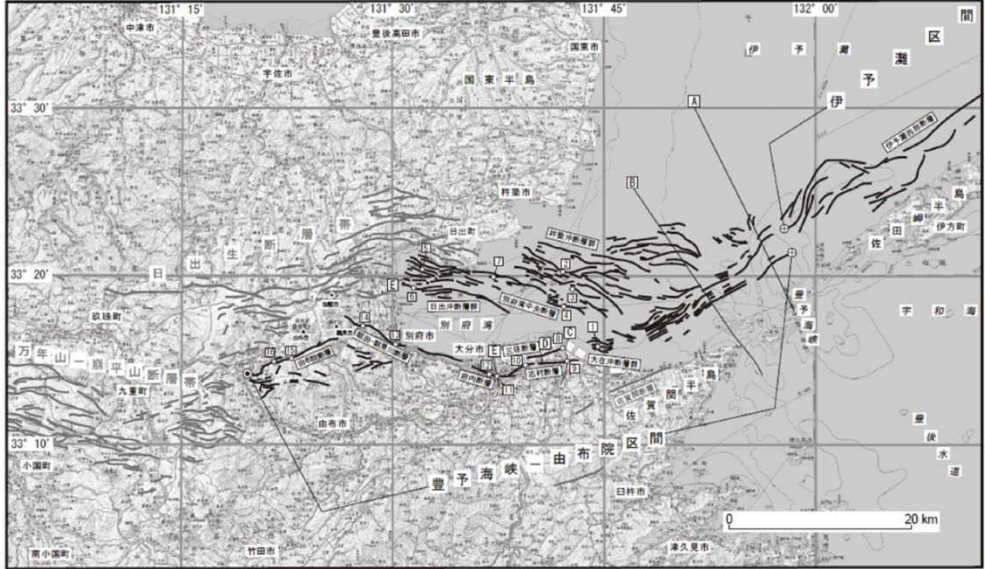
## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>第1章 計画の目的</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 計画の性格と内容</p> <p>この計画は、地震によって発生する災害や津波の襲来による災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び市町村並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と<u>協力によって</u>、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第2章 大分県の地勢</p> <p>第1節 地形及び地質</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地質</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1章 計画の目的</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 計画の性格と内容</p> <p>この計画は、地震によって発生する災害や津波の襲来による災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び市町村並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と<u>協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実に努めることにより</u>、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第2章 大分県の地勢</p> <p>第1節 地形及び地質</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地質</p> <p>(略)</p> <p><u>平成26年度から京都大学が中心となって行われた「別府-万年山断層帯(大分平野-由布院断層帯東部)における重点的調査観測」等に基づき、地震調査研究推進本部が平成29年12月に「中央構造線断層帯の長期評価(第二版)」、「日出生断層帯の長期評価(第一版)」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価(第一版)」の公表を行った。</u></p> <p><u>これにより、従来の「別府-万年山断層帯」を「中央構造線断層帯(⑩豊予海峡-由布院区間)」(上記「大分平野-由布院断層帯」、「別府湾-日出生断層帯(東部)」に豊予海峡セグメントを追加に相当)、「日出生断層帯」(上記「別府湾</u></p> |

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
|  <p>第2節 (略)</p> <p>第3章 大分県における地震・津波の特性</p> | <p>一日出生断層帯（西部）」に相当）及び「万年山-崩平山断層帯」（上記「野稲岳-万年山断層帯」、「崩平山-亀石山断層帯」に相当）の3つに再編成して再評価がなされた。</p> <p>今後、有識者による会議に、今回の見直しにかかる県への影響等を諮り、会議からの提言に基づき必要な対策を行う。</p>  <p>中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3章 大分県における地震・津波の特性</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活断層型地震</p> <p>県内には、震源断層となる活断層として別府湾一日出生断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。</p> <p><u>○別府湾一日出生断層帯は、東部と西部がそれぞれ単独で活動すると推定される。東部が単独で活動した場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生する可能性がある、西部が単独で活動した場合マグニチュード7.3程度の地震が発生する可能性がある。30年以内の地震発生確率は、東部がほぼ0%、西部がほぼ0%～0.05%と見込まれる。なお、全体が同時に活動する場合の地震発生確率は、東部と西部がそれぞれ単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。</u></p> <p><u>東部の別府湾断層帯では、最新活動時期は1596年の慶長豊後地震にほぼ一致しており、この地震の際に活動したと判断される。</u></p> <p><u>○大分平野一由布院断層帯は、東部と西部がそれぞれ単独で活動すると考えられる。東部が単独で活動した場合、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性があり、西部が単独で活動した場合、マグニチュード6.7程度の地震が発生する可能性がある。30年以内の地震発生確率は、東部が0.03%～4%、西部が2%～4%と見込まれ、いずれも我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。なお、全体が同時に活動する場合の地震発生確率は、東部と西部がそれぞれ単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。</u></p> <p><u>○野稻岳一万年山断層帯は、全体が一つの区間として活動すると推定され、そ</u></p> | <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活断層型地震</p> <p>県内には、震源断層となる活断層として別府湾一日出生断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。</p> <p><u>○「中央構造線断層帯(⑩豊予海峡-由布院区間)」は過去の活動時期は、17世紀頃とされ、平均活動間隔は約1千6百～1千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.8程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。</u></p> <p><u>○「日出生断層帯」は、過去の活動時期は、約7千3百前以後、6世紀前とされ、平均活動間隔は約2万～2万7千年とされている。活動時の地震の規模は、M7.5程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。</u></p> <p><u>○「万年山一崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均</u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第1部 総則

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p><u>の場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～3%と見込まれ、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。</u></p> <p>○崩平山－亀石山断層帯は、全体が一つの区間として活動すると推定され、<u>の場合、マグニチュード7.4程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%と見込まれる。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大分県(知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) その他防災に関し、県の所掌すべきこと。</u></p> <p>3～7 (略)</p> | <p><u>活動間隔は約2千1百～3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.003%以下とされ、Zランクに評価されている。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大分県(知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。</u></p> <p><u>(11) その他防災に関し、県の所掌すべきこと。</u></p> <p>3～7 (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害防止事業</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。大分県の土砂災害防止事業の状況等は、大分県地域防災計画「<u>風水害等その他の災害対策編</u>」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりである。(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止事業の実施</p> <p>イ_緊急避難場所(避難地)、避難路、都市間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 市町村による<u>危険箇所の公表・周知を促すとともに、点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>へ <u>土砂災害発生監視装置</u>により、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、気象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難態勢の整備を支援する。</p> <p>3 (略)</p> | <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害防止事業</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。大分県の土砂災害防止事業の状況等は、大分県地域防災計画「<u>風水害等対策編</u>」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりである。(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止事業の実施</p> <p>イ <u>要配慮者利用施設、防災拠点、緊急避難場所(避難地)、避難路、都市間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 市町村による<u>急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>へ <u>土砂災害発生監視システム</u>により、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、気象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難態勢の整備を支援する。</p> <p>3 (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>4 海岸保全事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海岸保全事業の実施</p> <p>従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、<u>老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検</u>を行い、特に重要な施設から耐震補強、<u>老朽海岸施設の改修等</u>を計画的に実施する。また比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、各施設の管理者は以下に示す事業を推進するものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 道路整備事業（九州地方整備局、生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、土木建築部道路建設課、道路保全課、公園・生活排水課、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2節 災害危険区域等の対策</p> <p>(略)</p> <p>大分県及び市町村は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（大分県地域防災計画「<u>風水害等その他災害編</u>」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害（特別）警戒区域）や、本章第9節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。</p> <p>第3節 (略)</p> | <p>4 海岸保全事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海岸保全事業の実施</p> <p>従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、<u>老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検</u>を行い、特に重要な施設から耐震補強、<u>老朽化対策等</u>を計画的に実施する。また比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、各施設の管理者は以下に示す事業を推進するものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 道路整備事業（九州地方整備局、生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、土木建築部道路建設課、道路保全課、公園・生活排水課、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2節 災害危険区域等の対策</p> <p>(略)</p> <p>大分県及び市町村は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（大分県地域防災計画「<u>風水害等対策編</u>」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害（特別）警戒区域）や、本章第9節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。</p> <p>第3節 (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>第4節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都市の防災構造化（九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課・道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課・河川課・港湾課・砂防課、生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p> <p>第9節 防災調査研究の推進</p> <p>(防災関係機関、生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>第10節 社会資本の老朽化対策 (略)</p> <p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題</p> <p>大分県における自主防災組織の数は平成28年4月1日時点で3,556組織、組織率は94.1%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は平成27年度実績で52.4%となっており、未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっている。</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動</p> <p>(1) 行政と地域住民との架け橋 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>第4節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都市の防災構造化（九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課・道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課・河川課・港湾課・砂防課、生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p> <p>第9節 防災調査研究の推進</p> <p>(防災関係機関、生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>第10節 社会資本の老朽化対策 (略)</p> <p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題</p> <p>大分県における自主防災組織の数は平成29年4月1日時点で3,586組織、組織率は96.1%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は平成28年度実績で50.3%となっており、未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっている。</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動</p> <p>(1) 行政と地域住民との架け橋 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり (略)</p> <p><u>(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進</u></p> <p><u>避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着</u></p> |



## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(3) 防災訓練～学校との連携（略）</p> <p>(4) 防災教育（略）</p> <p>(5) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり（略）</p> <p>(6) 率先避難と声かけ（略）</p> <p>4 県の推進方針</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市町村との連携強化</p> <p>・<u>自主防災組織活動促進会議の開催</u></p> <p>(5)（略）</p> <p>5 県内取組事例</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 大分県版災害・避難カードの作成</p> <p>・竹田市下矢倉地区（平成27年度）及び中津市平田地区（平成28年度）をモデルとして、防災士と地域住民が一緒になって、家庭ごとに避難が必要な災害と避難方法を予め記しておく「災害・避難カード」を作成する大分県版災害・避難カード作成事業を行った。作成にあたっては、災害図上演習や防災マップの作成なども行い、住民一人ひとりの適切な避難行動の確認・認識が図られた。<u>(追記)</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>6～8（略）</p> <p>第2節（略）</p> | <p><u>を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。</u></p> <p>(4) 防災訓練～学校との連携（略）</p> <p>(5) 防災教育（略）</p> <p>(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり（略）</p> <p>(7) 率先避難と声かけ（略）</p> <p>4 県の推進方針</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市町村との連携強化</p> <p>・<u>自主防災組織活性化支援センターの設置</u></p> <p>(5)（略）</p> <p>5 県内取組事例</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 大分県版災害・避難カードの作成</p> <p>・竹田市下矢倉地区（平成27年度）及び中津市平田地区（平成28年度）をモデルとして、防災士と地域住民が一緒になって、家庭ごとに避難が必要な災害と避難方法を予め記しておく「災害・避難カード」を作成する大分県版災害・避難カード作成事業を行った。作成にあたっては、災害図上演習や防災マップの作成なども行い、住民一人ひとりの適切な避難行動の確認・認識が図られた。<u>平成29年度には、この取り組みを県下全域に普及するため、防災士や自治会役員を対象とした研修会を振興局単位で実施した。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>6～8（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 防災教育</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>第3節 防災教育</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p> <p><u>防災対策室</u>は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ～リ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自主防災組織に対する防災教育</p> <p><u>防災対策室</u>は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。</p> <p>(5) 防災上重要な施設における防災教育</p> <p><u>防災対策室</u>は、市町村や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。</p> <p>(6) 各種団体等に対する防災教育</p> <p><u>防災対策室</u>及び消防保安室は、市町村や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。</p> | <p>1・2 (略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p> <p><u>防災対策企画課</u>は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ～リ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自主防災組織に対する防災教育</p> <p><u>防災対策企画課</u>は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。</p> <p>(5) 防災上重要な施設における防災教育</p> <p><u>防災対策企画課</u>は、市町村や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。</p> <p>(6) 各種団体等に対する防災教育</p> <p><u>防災対策企画課</u>及び消防保安室は、市町村や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。</p> <p>(略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第4節 消防団・ボランティアの育成、強化</p> <p>1 消防団の育成・強化</p> <p>(1) 消防団の育成・強化の必要性</p> <p>消防団は、常備消防と並んで地域社会における<u>消防防災</u>の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の育成・強化策の推進</p> <p>イ 消防団員<u>の能力活用</u></p> <p><u>消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを進める。</u></p> <p>ロ 消防団への<u>入団促進</u></p> <p><u>消防団への若者の入団者が減少の傾向にあることから、若年層の消防団員確保に向けたハイスクール消防クラブや大学生消防応援隊の結成・活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への入団を促進する。</u></p> <p><u>また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。</u></p> <p>ハ 消防団組織・制度の多様化</p> <p>地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」<u>を推進する。</u></p> <p><u>また、初期消火活動を行う地域のボランティア組織「消防団応援隊」の結成</u></p> | <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第4節 消防団・ボランティアの育成、強化</p> <p>1 消防団の育成・強化</p> <p>(1) 消防団の育成・強化の必要性</p> <p>消防団は、常備消防と並んで地域社会における<u>地域防災力</u>の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の育成・強化策の推進</p> <p>イ 消防団員<u>への理解の促進</u></p> <p><u>消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを進める。</u></p> <p>ロ 消防団への<u>加入促進</u></p> <p><u>消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。</u></p> <p><u>また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。</u></p> <p>ハ 消防団組織・制度の多様化</p> <p>地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、<u>特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。</u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p><u>を推進する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関）<br/>(略)</p> <p>このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「<u>おおいたボランティア・NPOセンター</u>」及び「<u>大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会</u>」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、<u>防災士や防災コーディネーターなどを早期に育成し、併せてボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。</u></p> <p>また、<u>災害時に救援活動に参加する現行ボランティア登録制度のほか、NPOについても「減災を目指すNPOネット（仮称）」を創設し、災害時にNPOが活動する基盤となるネットワークを構築する。</u></p> <p><u>あわせて、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に研修を実施する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保<br/>(略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策（福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>・健康づくり支援課・高齢者福祉課・子ども未来課・子ども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局<u>防災対策室</u>・消防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織）</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 生活環境部防災局<u>防災対策室</u>及び福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、市町村にお</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関）<br/>(略)</p> <p>このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「<u>(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター</u>」や「<u>(公財) おおいた共創基金</u>」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p>また、<u>大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。</u></p> <p><u>さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に研修を実施する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保<br/>(略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策（福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>・健康づくり支援課・高齢者福祉課・子ども未来課・子ども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>・消防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織）</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>及び福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、市町村に</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>ける避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。</p> <p>へ (略)</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>(略)</p> <p>生活環境部防災局<u>防災対策室</u>は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課・<u>地域福祉推進室</u>・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災設備・物資・資機材等の整備</p> <p><u>防災対策室</u>及び市町村は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。<u>地域福祉推進室</u>及び市町村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、<u>監査指導室</u>、生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> | <p>における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。</p> <p>へ (略)</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>(略)</p> <p>生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災設備・物資・資機材等の整備</p> <p><u>防災対策企画課</u>及び市町村は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。<u>福祉保健企画課</u>及び市町村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、<u>保護・監査指導室</u>、生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備</p> <p>市町村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。また、<u>防災対策室</u>は、市町村の防災基盤の整備事業を支援する。</p> <p>3 ～ 6 (略)</p> <p>第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 宿泊場所の確保 (市町村・企画振興部観光・地域局交通政策課・生活環境部防災局<u>防災対策室</u>・交通機関・事業所・学校)</p> <p>市町村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。</p> <p>生活環境部防災局<u>防災対策室</u>は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。企画振興部観光・地域局交通政策課は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。</p> <p>2 県民、事業所・学校等への啓発 (生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、市町村)</p> <p>(1) ～ (2)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>第1節 初動体制の強化</p> <p>(生活環境部防災局<u>防災対策室</u>)</p> <p>(略)</p> | <p>(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備</p> <p>市町村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。また、<u>防災対策企画課</u>は、市町村の防災基盤の整備事業を支援する。</p> <p>3 ～ 6 (略)</p> <p>第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 宿泊場所の確保 (市町村・企画振興部観光・地域局交通政策課・生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>・交通機関・事業所・学校)</p> <p>市町村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。</p> <p>生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。企画振興部観光・地域局交通政策課は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。</p> <p>2 県民、事業所・学校等への啓発 (生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、市町村)</p> <p>(1) ～ (2)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>第1節 初動体制の強化</p> <p>(生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>)</p> <p>(略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受援計画の策定</p> <p>県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。また、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実</p> <p>イ 災害対策本部等の機能強化</p> <p>大規模災害発生時に県災害対策本部が迅速・的確に対応できるよう、また自衛隊や県外からの警察や消防との円滑な連携、国の現地対策本部の受け入れも踏まえ、災害対策本部の機能強化を図る。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1 県職員の防災能力の向上（生活環境部防災局<u>防災対策室</u>）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局<u>防災対策室</u>・消防保安室）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受援計画の策定</p> <p>県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。また、<u>発災時は迅速な生活再建（避難所運営、罹災証明書</u><br/><u>の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村</u><br/><u>において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、</u>市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実</p> <p>イ 災害対策本部等の機能強化</p> <p>大規模災害発生時に県災害対策本部が迅速・的確に対応できるよう、また自衛隊や県外からの警察や消防との円滑な連携、<u>国の現地対策本部や九州・山口被災地支援現地応援事務所等</u>の受け入れも踏まえ、災害対策本部の機能強化を図る。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1 県職員の防災能力の向上（生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>・消防保安室）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(5) 広域応援体制の強化<br/>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。<br/>県では、「九州・山口9県災害時応援協定」を始め、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」の締結などを積極的に進めているところであるが、今後とも、応援体制の充実強化を図る。<br/>(略)</p> <p>(6)・(7)</p> <p>3 物資、資機材の確保体制の充実(生活環境部防災局防災対策室、消防保安室、県民生活・男女共同参画課、福祉保健部地域福祉推進室・医療政策課、薬務室、商工労働部商工労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部)<br/>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 交通確保・輸送体制の充実(生活環境部防災局防災対策室、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課)</p> <p>(1) 地域内輸送拠点の選定<br/>各市町村において、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。県は避難所への物資の円滑な供給のために九州各県等が保有する施設の相互利用を検討する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の整備等<br/>イ 緊急輸送道路の見直し<br/>土木建築部等は、第2節第4(1)において、各市町村が地域内輸送拠点を選定した後、緊急輸送道路(第2部第2章第6節)が選定された輸</p> | <p>(5) 広域応援体制の強化<br/>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。<br/>県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。<br/>(略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3 物資、資機材の確保体制の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、消防保安室、県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課、薬務室、商工労働部商工労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部)<br/>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 交通確保・輸送体制の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課)</p> <p>(1) 地域内輸送拠点の選定<br/>各市町村において、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。県は避難所への物資の円滑な供給のために九州各県や市町村が保有する施設の相互利用や県内外の民間倉庫等の利用を検討する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の整備等<br/>イ 緊急輸送道路の見直し<br/>土木建築部等は、第2節第4(1)において、各市町村が選定する地域内輸送拠点など、防災拠点が更新されれば、必要に応じて緊急輸送道路ネ</p> |



## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p><u>送拠点に接続するよう、必要に応じ緊急輸送道路ネットワーク計画を見直す。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局<u>防災危機管理課・防災対策室</u>、土木建築部公園・生活排水課、港湾課)</p> <p>(略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、市町村)</p> <p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県として、定期的に住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>(略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部<u>防災対策室</u>、企画振興部観光・地域局地域振興課・国際政策課、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工労働部情報政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 救急医療対策の充実</p> <p>イ</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び</p> | <p><u>ットワーク計画(第2部第2章第6節)を見直す。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、土木建築部公園・生活排水課、港湾課)</p> <p>(略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、市町村)</p> <p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県として、定期的に住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。</p> <p><u>また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。</u></p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>(略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部<u>防災対策企画課</u>、企画振興部観光・地域局地域振興課・国際政策課、福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工労働部情報政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 救急医療対策の充実</p> <p>イ</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p><u>事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録</u></p> <p>(へ)～(ヌ) (略)<br/>ロ (略)<br/>(5)～(8) (略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）<br/>(略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置<br/>災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である<u>ことから、市町村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討するとともに、被災者台帳に係るシステムの導入について検討する。</u></p> <p>第5節 救助物資の備蓄<br/>(略)</p> <p>平成29年4月1日現在の備蓄状況</p> | <p><u>害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録</u></p> <p>(へ)～(ヌ) (略)<br/>ロ (略)<br/>(5)～(8) (略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）<br/>(略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置<br/>災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。<u>そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、全県統一の被災者台帳システムの導入に向けて、運用のルール等をあらかじめ検討する。</u></p> <p>第5節 救助物資の備蓄<br/>(略)</p> <p>平成30年4月1日現在の備蓄状況</p> |

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第2部 災害予防

| 改正前          |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               | 改正後           |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|
| エリア・場所<br>項目 | 事前            |               | 発災時           |               | 発災後           |               | 避難            |               | 救助            |               | 復旧            |               | その他           |               | 備考            |               |               |  |  |  |  |
|              | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            | 大分            |               |  |  |  |  |
|              | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 | 県民<br>救済<br>費 |  |  |  |  |
| 1 住所         | ○             |               |               | ○             |               | ○             |               |               |               |               | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             |               |               |  |  |  |  |
| 2 アルファ       | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 3 総合防災訓練(○)  | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 4 防災訓練(○)    | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 5 防災訓練(○)    | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 6 防災訓練(○)    | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 7 防災訓練(○)    | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 8 防災訓練       | ○             |               |               | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 9 防災訓練       | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 10 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 11 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 12 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 13 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 14 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 15 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 16 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 17 防災訓練      | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 18 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 19 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 20 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 21 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 22 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 23 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |
| 24 防災訓練      | ○             |               |               | ○             | ○             | ○             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |  |  |  |  |

第5章  
第1節 災害対策基金の確保  
(略)  
1 災害救助基金の積立(福祉保健部地域福祉推進室)  
(略)  
2 災害救助基金の管理運用(福祉保健部地域福祉推進室)  
(略)  
3 市町村に対する指導(総務部市町村振興課、生活環境部防災局防災対策室、市町村)  
(略)

第5章 (略)  
第1節 災害対策基金の確保  
(略)  
1 災害救助基金の積立(福祉保健部福祉保健企画課)  
(略)  
2 災害救助基金の管理運用(福祉保健部福祉保健企画課)  
(略)  
3 市町村に対する指導(総務部市町村振興課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)  
(略)

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災市町村への積極的支援</p> <p>災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取り組むものである。しかしながら、市町村の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市町村行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合は、市町村が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、県は、災害発生後、早期に市町村の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等を行うとともに、応援要請があった場合は、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2節・第3節 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。</p> | <p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災市町村への積極的支援</p> <p>災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取り組むものである。しかしながら、市町村の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市町村行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合は、市町村が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、県は、災害発生後、早期に市町村の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等を行うとともに、応援要請があった場合は、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p> <p><u>また、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請することとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2節・第3節 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
|--|---|-----------|------|--------------------|--|-----|-----------|------|----------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○県災害対策本部の設置&lt;生活環境部防災局<u>防災対策室</u>&gt;<br/>(略)</p>  | <p style="text-align: center;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○県災害対策本部の設置&lt;生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>&gt;<br/>(略)</p> |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <p>イ 災害対策連絡室</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ)</p>  | <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <p>イ 災害対策連絡室</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ)</p>         |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="114 815 613 863">室長</td> <td data-bbox="613 815 1120 863">防災対策室長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 863 613 911">副室長</td> <td data-bbox="613 863 1120 911">別に定める職員</td> </tr> </table>                        | 室長  | 防災対策室長    | 副室長  | 別に定める職員            | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 815 1650 863">室長</td> <td data-bbox="1650 815 2159 863">防災対策企画課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 863 1650 911">副室長</td> <td data-bbox="1650 863 2159 911">別に定める職員</td> </tr> </table>                        | 室長  | 防災対策企画課長  | 副室長  | 別に定める職員              |
| 室長   | 防災対策室長  |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| 副室長  | 別に定める職員   |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| 室長   | 防災対策企画課長  |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| 副室長  | 別に定める職員   |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| <p>(ニ)～(ヘ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>イ 災害警戒本部</p> <p>(イ) (ロ) (略)</p> <p>(ハ)</p>  | <p>(ニ)～(ヘ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>イ 災害警戒本部</p> <p>(イ) (ロ) (略)</p> <p>(ハ)</p>                 |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="114 1208 613 1256">本部長</td> <td data-bbox="613 1208 1120 1256">生活環境部防災局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1256 613 1303">副本部長</td> <td data-bbox="613 1256 1120 1303">生活環境部<u>危機管理監</u></td> </tr> </table> | 本部長   | 生活環境部防災局長 | 副本部長 | 生活環境部 <u>危機管理監</u> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 1208 1650 1256">本部長</td> <td data-bbox="1650 1208 2159 1256">生活環境部防災局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1256 1650 1303">副本部長</td> <td data-bbox="1650 1256 2159 1303">生活環境部<u>防災危機管理監</u></td> </tr> </table> | 本部長 | 生活環境部防災局長 | 副本部長 | 生活環境部 <u>防災危機管理監</u> |
| 本部長  | 生活環境部防災局長   |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| 副本部長   | 生活環境部 <u>危機管理監</u>  |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| 本部長  | 生活環境部防災局長   |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| 副本部長   | 生活環境部 <u>防災危機管理監</u>  |           |      |                    |  |     |           |      |                      |
| <p>(ニ) (ホ) (略)</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため</p>   | <p>(ニ) (ホ) (略)</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため</p>                                  |           |      |                    |  |     |           |      |                      |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後      |        |     |         |   |    |          |     |         |    |        |    |         |
|--|----------|--------|-----|---------|---|----|----------|-----|---------|----|--------|----|---------|
| <p>情報室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="114 325 1115 424"> <tr> <td>室長</td> <td>防災対策室長</td> </tr> <tr> <td>副室長</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>c. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。(略)</u></p> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>(新設)</p> | 室長       | 防災対策室長 | 副室長 | 別に定める職員 | <p>情報室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1146 325 2152 424"> <tr> <td>室長</td> <td>防災対策企画課長</td> </tr> <tr> <td>副室長</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p><u>c. 広域受援に関する情報を一元化に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、受援・市町村支援室を設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1146 879 2152 994"> <tr> <td>室長</td> <td>総務部審議監</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p><u>d 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。(略)</u></p> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>a～d (略)</p> <p><u>e. 受援・市町村支援室の主な処理事務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>他の都道府県等からの連絡員の受入れ</u></li> <li>・ <u>九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請</u></li> <li>・ <u>災害時緊急支援隊長及び副隊長候補者の人選</u></li> <li>・ <u>県への応援必要人数の把握</u></li> <li>・ <u>県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握</u></li> </ul> | 室長 | 防災対策企画課長 | 副室長 | 別に定める職員 | 室長 | 総務部審議監 | 室員 | 別に定める職員 |
| 室長   | 防災対策室長   |        |     |         |   |    |          |     |         |    |        |    |         |
| 副室長  | 別に定める職員  |        |     |         |   |    |          |     |         |    |        |    |         |
| 室長   | 防災対策企画課長 |        |     |         |   |    |          |     |         |    |        |    |         |
| 副室長  | 別に定める職員  |        |     |         |   |    |          |     |         |    |        |    |         |
| 室長   | 総務部審議監   |        |     |         |   |    |          |     |         |    |        |    |         |
| 室員   | 別に定める職員  |        |     |         |   |    |          |     |         |    |        |    |         |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>e. 各部の主な処理事務<br/>           (二) 処理すべき主な事項<br/>           a～d (略)<br/>           e. 各部の主な処理事務<br/> <b>【被災者救援部】</b><br/>           ・避難所開設への協力・支援<br/>           ・避難所における被災者からの要望状況の把握<br/>           ・ボランティア活動に関する情報の一元管理<br/>           ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有<br/>           ・ボランティアの要請及び派遣についての調整<br/>           ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供<br/> <u>(支援物資部からの変更)</u><br/> <u>(支援物資部からの変更)</u><br/>           (新設)<br/> <b>【支援物資部】</b><br/>           ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん<br/>           ・市町村に対する救助物資等の配分<br/>           ・給水班の派遣<br/>           ・支援食料、義援物資等の受入<br/> <u>・消費生活相談所の開設</u><br/> <u>・生活関連物資の価格調査及び監視</u><br/>           ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握<br/>           ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保<br/> <b>【福祉保健医療部】～【治安対策部】</b> (略)<br/>           (ホ)～(ト) (略)</p> | <p>・ <u>他の都道府県からの応援職員の受入れ</u><br/>           ・ <u>被災市町村への派遣必要人数の把握</u><br/>           ・ <u>被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請</u></p> <p>f. 各部の主な処理事務<br/> <b>【被災者救援部】</b><br/>           ・避難所開設・運営への協力・支援<br/>           ・避難所における被災者からの要望状況の把握<br/>           ・ボランティア活動に関する情報の一元管理<br/>           ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有<br/>           ・ボランティアの要請及び派遣についての調整<br/>           ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供<br/> <u>・消費生活相談所の開設</u><br/> <u>・生活関連物資の価格調査及び監視</u><br/> <u>・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援</u><br/> <b>【支援物資部】</b><br/>           ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん<br/>           ・市町村に対する救助物資等の配分<br/>           ・給水班の派遣<br/>           ・支援食料、義援物資等の受入<br/> <u>(被災者救援部への変更)</u><br/> <u>(被災者救援部への変更)</u><br/>           ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握<br/>           ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保<br/> <br/> <b>【福祉保健医療部】～【治安対策部】</b> (略)<br/>           (ホ)～(ト) (略)</p> |

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>ロ・ハ (略)<br/>(4) その他<br/>イ (略)<br/>ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。</p> <div data-bbox="257 491 965 523" style="text-align: center;"> <b>大分県災害対策本部組織図 (H29. 4. 1~)</b> </div> <p>◆災害時緊急支援隊、災害時多言語情報センター、ヘリコプター運用調整所、原子力災害対策班及び石油コンビナート対策班の設置・運営については、別途災害時緊急支援隊派遣要綱、大分県災害時多言語情報センター運営要綱、大分県ヘリコプター運用調整所活動要綱、原子力災害対策特別措置法及び大分県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。</p> | <p>ロ・ハ (略)<br/>(4) その他<br/>イ (略)<br/>ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。</p> <div data-bbox="1272 491 1980 523" style="text-align: center;"> <b>大分県災害対策本部組織図 (H30. 4. 1~)</b> </div> <p>◆災害時緊急支援隊、災害時多言語情報センター、ヘリコプター運用調整所、原子力災害対策班及び石油コンビナート対策班の設置・運営については、別途災害時緊急支援隊派遣要綱、大分県災害時多言語情報センター運営要綱、大分県ヘリコプター運用調整所活動要綱、原子力災害対策特別措置法及び大分県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。</p> |





# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>□ 勤務時間外（災害対策連絡室～災害警戒本部まで）</p> <p>以下の必要な配置等は、前頁（3）「職員等の動員系統」イ「勤務時間内」と同様とする</p> | <p>□ 勤務時間外（災害対策連絡室～災害警戒本部まで）</p> <p>以下の必要な配置等は、前頁（3）「職員等の動員系統」イ「勤務時間内」と同様とする</p> |

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>ハ 災害対策本部（全庁体制）を設置時</p> <p>(1) 各対策部調整担当官は、関係部主管課の総務企画監が務める。<br/>                 (2) 社会基盤対策部は企業局長を、福祉保健医療部は病院局長を含む。<br/>                 (3) 副本部長の教育事務所長及び警察署長を含む。</p> | <p>ハ 災害対策本部（全庁体制）を設置時</p> <p>(1) 各対策部調整担当官は、関係部主管課の総務企画監が務める。<br/>                 (2) 社会基盤対策部は企業局長を、福祉保健医療部は病院局長を含む。<br/>                 (3) 副本部長の教育事務所長及び警察署長を含む。</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(4)・(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 通信連絡手段の確保<br/>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保<br/>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保<br/>イ (略)</p> <p>ロ <u>孤立防止対策用衛星電話等の無線局の活用</u><br/>現地に防災行政無線が到着するまでの間、または、道路の寸断等により到着に時間を要する場合においては、県内各地の市町村内に設置されている孤立防止対策用衛星電話等の無線局を活用する。ただし、通信をより確実にするため、ヘリコプター等も活用して、できるだけ早く現地に防災行政無線を持ち込むよう努める。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 非常通信措置<br/>災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会（大分県防災対策室内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達<br/>(略)</p> <p>1 基本方針（地震）<br/>(1)</p> <p>ロ 用語解説</p> | <p>(4)・(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 通信連絡手段の確保<br/>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保<br/>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保<br/>イ (略)</p> <p>ロ <u>孤立地区における衛星電話の活用</u><br/>道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を活用する。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 非常通信措置<br/>災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会（大分県危機管理室内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達<br/>(略)</p> <p>1 基本方針（地震）<br/>(1)</p> <p>ロ 用語解説</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前              |                           |  | 改正後              |                           |   |
|------------------|---------------------------|--|------------------|---------------------------|---|
| (略)              |                           |  | (略)              |                           |   |
| 津波情報             | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位(遠地地震については30分単位)）や予想される津波の高さ（5段階の数値（メートル単位）、または2種類の定性的表現*で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)）震央地名を発表する。 | 津波情報             | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位(遠地地震については30分単位)）や予想される津波の高さ（5段階の数値（メートル単位）、または2種類の定性的表現で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)）震央地名を発表する。 |
| (略)              |                           |  | (略)              |                           |   |
| 2 大分地方気象台の措置（地震） |                           |  | 2 大分地方気象台の措置（地震） |                           |   |

# 大分県地域防災計画新旧対照表

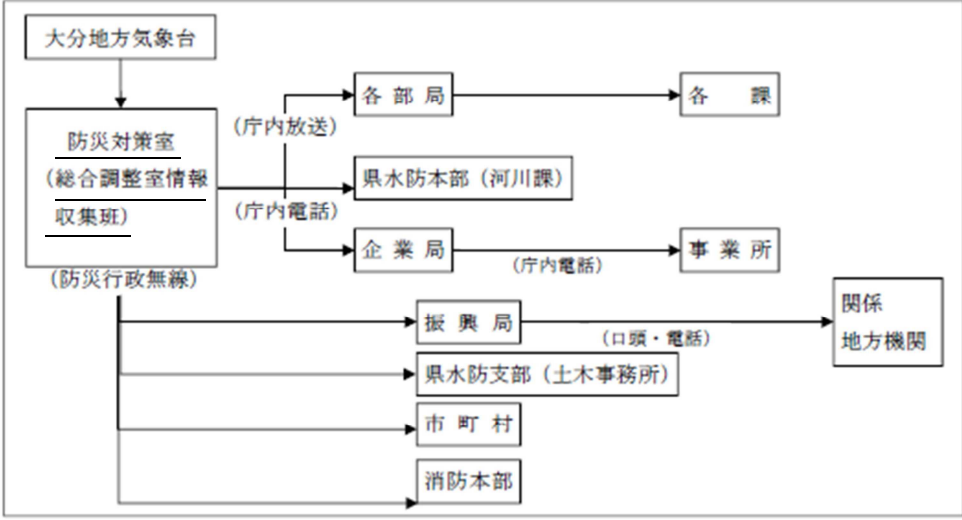
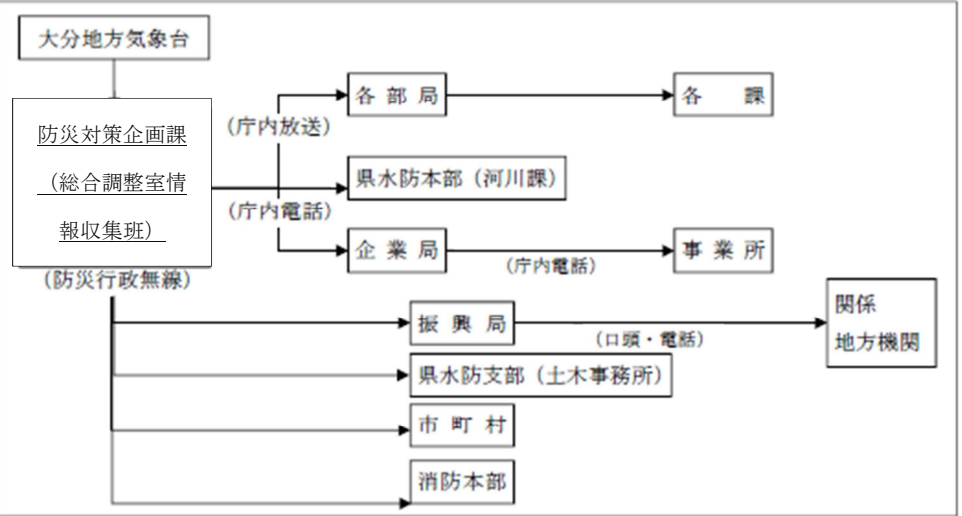
地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>気象庁</p> <p>福岡航空測候所<br/>大分空港出張所<br/>総務省消防庁</p> <p>福岡管区気象台</p> <p>九州旅客鉄道株式会社<br/>→ 大分支社</p> <p>大分県<br/>・ 防災対策室<br/>・ 災对本部設置時は総合調整室</p> <p>NHK大分放送局<br/>大分海上保安部（警備救難課）<br/>大分県警察本部（警備第二課又は通信指令室）<br/>九州地方整備局大分河川国道事務所（調査第一課）<br/>九州地方整備局大分川ダム工事事務所<br/>陸上自衛隊別府駐屯地第41 普通科連隊<br/>九州電力(株) 大分送配電統括センター総合制御所<br/>インターネット等(防災関係機関等)</p> <p>(注) ——— 法定機関</p> | <p>気象庁</p> <p>福岡航空測候所<br/>大分空港出張所<br/>総務省消防庁</p> <p>福岡管区気象台</p> <p>九州旅客鉄道株式会社<br/>→ 大分支社</p> <p>大分県<br/>・ 防災対策企画課<br/>・ 災对本部設置時は総合調整室</p> <p>NHK大分放送局<br/>大分海上保安部（警備救難課）<br/>大分県警察本部（警備第二課又は通信指令室）<br/>九州地方整備局大分河川国道事務所（調査第一課）<br/>九州地方整備局大分川ダム工事事務所<br/>陸上自衛隊別府駐屯地第41 普通科連隊<br/>九州電力(株) 大分送配電統括センター総合制御所<br/>インターネット等(防災関係機関等)</p> <p>(注) ——— 法定機関</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>3 県（警察本部を除く）の措置（地震）</p> <p>県は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、本部が設置されていないときは生活環境部防災対策室が、本部が設置されているときは総合調整室情報収集班がその情報を関係先に伝達する。（略）</p>  <p>4～9 （略）</p> | <p>3 県（警察本部を除く）の措置（地震）</p> <p>県は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、本部が設置されていないときは防災対策企画課が、本部が設置されているときは総合調整室情報収集班がその情報を関係先に伝達する。（略）</p>  <p>4～9 （略）</p> |

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>10 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等<br/>(1)<br/>津波予報区分図</p> <p>「津波予報区分図」</p> | <p>10 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等<br/>(1)<br/>津波予報区分図</p> <p>「津波予報区分図」</p> |



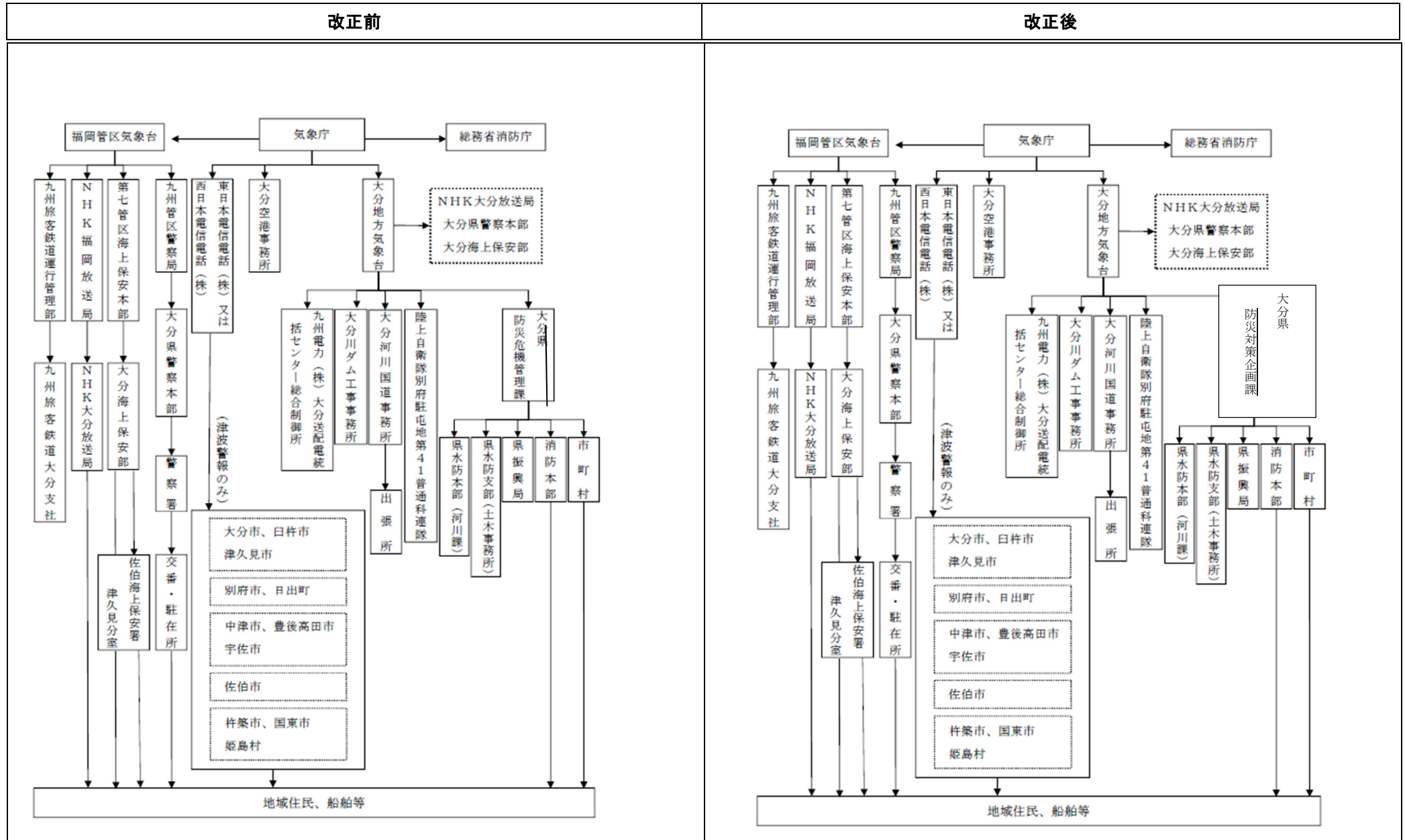
## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   |                 |                               |                |              | 改正後  |    |                       |                 |                               |                |              |    |    |
|---|-----------------|-------------------------------|----------------|--------------|--|----|-----------------------|-----------------|-------------------------------|----------------|--------------|----|----|
| (2) (略)   |                 |                               |                |              | (2) (略)  |    |                       |                 |                               |                |              |    |    |
| (3) 津波の高さと予想される被害の関係  |                 |                               |                |              | (3) 津波の高さと予想される被害の関係   |    |                       |                 |                               |                |              |    |    |
| 津波の高さ (m)   | 1               | 2                             | 4              | 8            | 16   | 32 | 津波の高さ (m)             | 1               | 2                             | 4              | 8            | 16 | 32 |
| 津波の形態<br>・緩斜面<br>・急斜面   | 岸で盛り上がる<br>速い潮汐 | 沖でも水の壁<br>第二波が砕波<br>急斜面では速い潮汐 | 先端の砕波が増える      | 第一波が巻き波、砕波   |  |    | 津波の形態<br>・緩斜面<br>・急斜面 | 岸で盛り上がる<br>速い潮汐 | 沖でも水の壁<br>第二波が砕波<br>急斜面では速い潮汐 | 先端の砕波が増える      | 第一波が巻き波、砕波   |    |    |
| 木造家屋  | 部分的破壊           |                               | 全面破壊           |              |  |    | 木造家屋                  | 部分的破壊           |                               | 全面破壊           |              |    |    |
| 石造家屋  | 持ちこたえる          |                               |                | 全面破壊         |  |    | 石造家屋                  | 持ちこたえる          |                               |                | 全面破壊         |    |    |
| 鉄筋コンクリート  | 持ちこたえる          |                               |                | 全面破壊         |  |    | 鉄筋コンクリート              | 持ちこたえる          |                               |                | 全面破壊         |    |    |
| 漁船  | 被害発生            |                               | 被害率50%         | 被害率100%      |  |    | 漁船                    | 被害発生            |                               | 被害率50%         | 被害率100%      |    |    |
| 防潮林 (幅20m)  | 被害軽減、漂流物阻止、津波軽減 |                               | 部分的被害<br>漂流物阻止 | 全面的被害<br>無効果 |  |    | 防潮林 (幅20m)            | 被害軽減、漂流物阻止、津波軽減 |                               | 部分的被害<br>漂流物阻止 | 全面的被害<br>無効果 |    |    |
| 養殖いかだ   | 被害発生            |                               |                |              |  |    | 養殖いかだ                 | 被害発生            |                               |                |              |    |    |
| <p>1 1 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置</p> <p>(1) 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等の伝達系統は、図に示すとおりであり、各防災関係機関においては、迅速かつ的確に受信及び伝達を行うものとする。</p> |                 |                               |                |              | <p>〈出典〉 首藤伸夫, 1992 : 津波強度と被害, 津波工学研究報告第9号, 101-136</p> <p>1 1 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置</p> <p>(1) 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等の伝達系統は、図に示すとおりであり、各防災関係機関においては、迅速かつ的確に受信及び伝達を行うものとする。</p> |    |                       |                 |                               |                |              |    |    |

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策



## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(2) 各機関<br/>イ・ロ (略)<br/>ハ 大分県 (警察本部を除く。) の措置<br/>県 (防災対策室又は災害対策本部) は、大分地方気象台から津波警報等の発表・解除 (以下「津波に関する情報」という。) の通知を受けた場合は、直ちに沿岸の市町村、消防本部及び関係する振興局へ通知する。</p> <p>ニ・ホ (略)<br/>1 2 (略)<br/>第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達 (略)<br/>1・2 (略)<br/>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制<br/>(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立<br/>イ～チ (略)<br/>リ 防災GISの活用<br/>総合調整室情報収集班は、防災GISにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、防災GISが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。<br/>また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。<br/><u>なお、防災GISの利用については、研修会により今後も拡大していく。</u></p> <p>ヌ・ル (略)</p> | <p>(2) 各機関<br/>イ・ロ (略)<br/>ハ 大分県 (警察本部を除く。) の措置<br/>県 (防災対策企画課又は災害対策本部) は、大分地方気象台から津波警報等の発表・解除 (以下「津波に関する情報」という。) の通知を受けた場合は、直ちに沿岸の市町村、消防本部及び関係する振興局へ通知する。</p> <p>ニ・ホ (略)<br/>1 2 (略)<br/>第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達 (略)<br/>1・2 (略)<br/>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制<br/>(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立<br/>イ～チ (略)<br/>リ 防災GISの活用<br/><u>地区災害対策本部や市町村は被災状況等を防災GISに入力するとともに、</u>総合調整室情報収集班は、防災GISにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、防災GISが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。<br/>また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。<br/><u>なお、現システムが更新時期を迎えていることから、災害時における被害情報の収集や関係機関との情報共有の迅速化・効率化等を目指して「大分県災害対応総合支援システム」を構築し、31年度の運用開始を目指す。</u></p> <p>ヌ・ル (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報）</p> <p>災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から知事の指示があるまでの間、下記の（3）、（4）に関わらず本項の（イ）～（ト）により、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報収集班（災害対策本部が未設置の場合は生活環境部防災対策室とする。以下同じ）が収集・伝達するものとする。（略）</p> <p>（イ）人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報<br/>〔収集〕（略）<br/>〔伝達〕</p> <p>総合調整室情報収集班、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>及び警察本部は、収集した情報を次のルートで報告する。</p> <pre> graph LR     A[総合調整室情報収集班] --&gt; B[消防庁]     A --&gt; C[地区災害対策本部庶務班]     A --&gt; D[報道機関]     E[福祉保健部地域福祉推進室] --&gt; F[内閣府]     G[警察本部] --&gt; H[警察庁]     </pre> <p>（ロ）避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集<br/>〔収集〕（略）<br/>〔伝達〕</p> <p>総合調整室情報収集班及び福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR     I[総合調整室情報収集班] --&gt; J[消防庁]     I --&gt; K[地区災害対策本部庶務班]     I --&gt; L[報道機関]     M[福祉保健部地域福祉推進室] --&gt; N[内閣府]     </pre> <p>（ハ）～（ト）（略）</p> | <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報）</p> <p>災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から知事の指示があるまでの間、下記の（3）、（4）に関わらず本項の（イ）～（ト）により、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報収集班（災害対策本部が未設置の場合は生活環境部<u>防災対策企画課</u>とする。以下同じ）が収集・伝達するものとする。（略）</p> <p>（イ）人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報<br/>〔収集〕（略）<br/>〔伝達〕</p> <p>総合調整室情報収集班、福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>及び警察本部は、収集した情報を次のルートで報告する。</p> <pre> graph LR     A[総合調整室情報収集班] --&gt; B[消防庁]     A --&gt; C[地区災害対策本部庶務班]     A --&gt; D[報道機関]     E[福祉保健部福祉保健企画課] --&gt; F[内閣府]     G[警察本部] --&gt; H[警察庁]     </pre> <p>（ロ）避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集<br/>〔収集〕（略）<br/>〔伝達〕</p> <p>総合調整室情報収集班及び福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR     I[総合調整室情報収集班] --&gt; J[消防庁]     I --&gt; K[地区災害対策本部庶務班]     I --&gt; L[報道機関]     M[福祉保健部福祉保健企画課] --&gt; N[内閣府]     </pre> <p>（ハ）～（ト）（略）</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(3)・(4) (略)<br/>4～6 (略)<br/>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○被害情報の収集&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/>○内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当へ災害発生の情報提供(第一報)&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>総合調整室情報収集班及び応急対策調整班が把握した情報の入手&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/>基準に達した場合<br/>○災害救助法適用に関する知事決裁&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/>○災害救助法適用に関する内閣府との調整&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議<br/>○災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立<br/><input type="checkbox"/>関係市町村への連絡&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/>*通信手段は第3節参照。<br/><input type="checkbox"/>関係地方本部への連絡&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>本庁各部局への連絡&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>日赤大分県支部への連絡&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>報道機関への連絡&lt;広報・情報発信班&gt;<br/>*知事が発表する。</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動<br/>(略)<br/>(1) 被害情報の収集</p> | <p>(3)・(4) (略)<br/>4～6 (略)<br/>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○被害情報の収集&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/>○内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当へ災害発生の情報提供(第一報)&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>総合調整室情報収集班及び応急対策調整班が把握した情報の入手&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/>基準に達した場合<br/>○災害救助法適用に関する知事決裁&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/>○災害救助法適用に関する内閣府との調整&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議<br/>○災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立<br/><input type="checkbox"/>関係市町村への連絡&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/>*通信手段は第3節参照。<br/><input type="checkbox"/>関係地方本部への連絡&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>本庁各部局への連絡&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>日赤大分県支部への連絡&lt;福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>&gt;<br/><input type="checkbox"/>報道機関への連絡&lt;広報・情報発信班&gt;<br/>*知事が発表する。</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動<br/>(略)<br/>(1) 被害情報の収集</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整室情報収集班及び応急対策調整班から入手する。また、N T T回線が利用可能な場合は、市町村、地区災害対策本部保健所班等に対しても被害情報の収集依頼及び確認を行う。</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(3) 知事決裁</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、適用基準に照らし災害救助法を適用すべきと判断したときは、知事の決裁の手続きを行う。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に情報提供する。</p> <p>(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用について該当市町村を公示するとともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。</p> <p>イ～ハ(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害救助実施体制</p> <p>(1) 県における体制</p> <p>(略)</p> <p>イ・ロ(略)</p> <p>ハ 福祉保健部<u>地域福祉推進室</u><br/>災害救助法に基づく事務処理を行う。</p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急救助の委任</p> <p>イ(略)</p> <p>ロ 情報提供</p> | <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整室情報収集班及び応急対策調整班から入手する。また、N T T回線が利用可能な場合は、市町村、地区災害対策本部保健所班等に対しても被害情報の収集依頼及び確認を行う。</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(3) 知事決裁</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、適用基準に照らし災害救助法を適用すべきと判断したときは、知事の決裁の手続きを行う。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に情報提供する。</p> <p>(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用について該当市町村を公示するとともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。</p> <p>イ～ハ(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害救助実施体制</p> <p>(1) 県における体制</p> <p>(略)</p> <p>イ・ロ(略)</p> <p>ハ 福祉保健部<u>福祉保健企画課</u><br/>災害救助法に基づく事務処理を行う。</p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急救助の委任</p> <p>イ(略)</p> <p>ロ 情報提供</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめて取りあえず電話等により福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>第7節 市町村への支援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被災市町村からの応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災市町村から応援要請があった場合</p> <p>被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、<u>県総務部</u>が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p> <p>(2) 被災市町村が応援要請できない場合</p> <p>被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断される場合は、<u>県総務部</u>が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめて取りあえず電話等により福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>第7節 市町村への支援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被災市町村からの応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災市町村から応援要請があった場合</p> <p>被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、<u>総合調整室</u>が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p> <p>(2) 被災市町村が応援要請できない場合</p> <p>被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断される場合は、<u>総合調整室</u>が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>広域的な応援による市町村への支援</u></p> <p><u>県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請するものと</u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>第8節 広域的な応援要請</p> <p>県内において大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>□<u>災害情報・被害情報の収集・分析</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合調整室情報収集班室が収集した情報（第5節）の入手</li> <li>○総合調整室情報収集班室及び市町村の応急対策状況に関する情報（第7節）の入手</li> <li>○災害対策本部各部の<u>応急対応能力の把握</u></li> <li>○広域応援要請の必要性和<u>応援要請先</u>についての検討</li> <li>○検討結果を総合調整室広域応援対策班への報告</li> </ul> <p>*<u>応援の申し出があった場合、逐次上記と同じ流れで申し出を受け入れる</u></p> </div> | <p>する。</p> <p><u>なお、九州・山口9県被災地支援対策本部による被災市町村への人的支援（職員派遣）が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で共有し、迅速な支援開始を図ることとする。</u></p> <p><u>また、派遣が必要な職種・人数等の決定に当たっては、被災市町村、本県、応援担当県の三者による協議を経ることを原則とするが、緊急を要する場合等については、被災市町村と応援担当県による二者協議により決定することができるものとする。</u></p> <p>第8節 広域的な応援要請</p> <p>県内において大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>□<u>広域応援要請の必要性を判断するための情報の収集・分析</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合調整室情報収集班が収集した情報（第5節）の入手</li> <li>○総合調整室情報収集班が<u>収集した市町村の</u>応急対策状況に関する情報（第7節）の入手</li> <li>○災害対策本部各部<u>及び被災市町村の</u>応急対応能力の把握</li> <li>○広域応援要請の必要性の検討</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> </div> |



## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p><u>かどうかを検討する。</u></p> <p>広域応援要請が必要と判断される場合</p> <p>□応援の受け入れ<u>方法</u>について検討&lt;総務班、<u>広域応援対策班、消防保安室、災害対策本部各部</u>&gt;</p> <p>○第5節で得た情報を基に受け入れに当たっての交通ルートを検討</p> <p>○応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討</p> <p>□応援要請&lt;<u>総務班、消防保安室、広域応援対策班</u>&gt;</p> <p>○事前に応援協定等を締結している<u>国・都道府県等</u>へ応援要請</p> <p>(新設)</p> <p>○他の防災関係機関へ<u>応援要請</u></p> <p>□<u>関係市町村・地区災害対策本部・防災関係機関への連絡</u>&lt;総合調整室情報収集班&gt;</p> <p>(新設)</p> | <p>広域応援要請が必要と判断される場合</p> <p>□応援の受け入れ<u>体制の確保</u>&lt;受援・市町村支援室、災害対策本部各部&gt;</p> <p>○第5節で得た情報を基に受け入れに当たっての交通ルートを検討</p> <p>○応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討</p> <p>□<u>応援要請</u>&lt;受援・市町村支援室、<u>人事課、防災局消防保安室</u>&gt;</p> <p>○事前に応援協定等を締結している<u>九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等</u>に対し<u>応援を要請</u></p> <p>○<u>国</u>に対し<u>災害対策基本法第29条、30条に基づく応援（職員派遣及び派遣あっせん）を要請</u></p> <p>○他の防災関係機関に対し<u>応援（緊急消防援助隊等）を要請</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>※震度6弱以上の地震発生時</u></p> <p>○リエゾンの受入れ（受援・市町村支援室）</p> <p>九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等方派遣されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入れ体制を確保</p> |
| <p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p><u>(新設)</u></p>   | <p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p><u>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請する。</u></p>  |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>イ 大分県が応援要請を行う前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた場合、<u>総合調整室広域応援対策班</u>が窓口となり、担当部へ応援内容を伝達するとともに、担当部において受入れの可否を検討する。</p> <p>ロ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・分析</p> <p>イ <u>各部局</u>は、総合調整室情報収集班室が収集した以下の情報を入手する。</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>ロ <u>総務班、広域応援対策班、消防保安室及び災害対策本部各部</u>は、下記の(3)から(5)の広域応援要請の必要性和<u>応援の要請先</u>について検討する。</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援要請</p> <p>県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県(要請先:九州・山口9県被災地支援対策本部)に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p><u>総合調整室広域応援対策班</u>は、上記の協定に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部に<u>応援の要請</u>を行う。</p> | <p>ロ 大分県が応援要請を行う前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた場合、<u>受援・市町村支援室</u>が窓口となり、担当部へ応援内容を伝達するとともに、担当部において受入れの可否を検討する。</p> <p>△ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・分析</p> <p>イ <u>受援・市町村支援室</u>は、総合調整室情報収集班室が収集した以下の情報を入手する。</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>ロ <u>受援・市町村支援室</u>は、<u>上記イの情報を分析し、災害対策本部各部との協議を踏まえ</u>、下記の(3)から(4)の広域応援要請の必要性について検討する。</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援要請</p> <p>県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県(要請先:九州・山口9県被災地支援対策本部)に対し<u>応援を要請</u>する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p><u>受援・市町村支援室広域受援班</u>は、上記の協定に基づき、<u>災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、(※協定第6条第1項より)九州・山口9県被災地支援対策本部に<u>応援の要請</u>を行う。</u></p> <p><u>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況(マンパワーの不足状況)等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本</u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(ロ) 応援要請の種類</p> <p>応援要請の種類は、次のとおりである。</p> <p>①職員の派遣</p> <p>②食料、飲料水及び生活必需品の提供</p> <p>③避難施設及び住宅の提供</p> <p>④緊急輸送路及び輸送手段の確保</p> <p>⑤医療支援</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>⑥<u>その他応援のため必要な事項</u></p> <p><u>なお、被害が著しく、応援要請内容を速やかに把握することが困難な場合には、九州・山口9県被災地支援対策本部に対して、応援要請地域を指定して応援を要請する。</u></p> <p>また、この協定に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部から関西広域連合に<u>応援を要請することになる。</u></p> <p><u>この際、可能な範囲において、下記の(ハ)及び(ニ)の事項を明らかにする必要がある。</u></p> <p><u>(ハ) 応援の要請</u></p> <p>①被害の状況</p> <p>②応援を要請する内容</p> <p>③応援を要請する地域及び当該地域までの経路</p> | <p><u>部によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</u></p> <p>(ロ) 応援要請の種類</p> <p>応援要請の種類は、次のとおりである。</p> <p>①職員の派遣</p> <p>②食料、飲料水及び生活必需品の提供</p> <p>③避難施設及び住宅の提供</p> <p>④緊急輸送路及び輸送手段の確保</p> <p>⑤医療支援</p> <p><u>⑥物資集積拠点の確保</u></p> <p><u>⑦災害廃棄物の処理支援</u></p> <p><u>⑧その他応援のため必要な事項</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>また、この協定に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部から<u>関西広域連合に応援を要請する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p><u>④その他応援にあたって留意すべき事項</u></p> <p>(二) 応援要請の種類</p> <p><u>上記(ハ)に加えて「資機材の提供」</u></p> <p>ロ「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請</p> <p>上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が<u>期待</u>できないと判断される場合は、<u>他のブロック知事会を構成する都道府県</u>に対し、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p><u>総合調整室広域応援対策班</u>は、上記の協定に基づき、全国知事会の九州地方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 応援要請の種類</p> <p>①被災地における救援・救護</p> <p>②災害応急・復旧対策</p> <p>③復興に係る人的物的支援</p> <p>④施設若しくは業務の提供またはそれらのあっせん</p> <p>(略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 応援の受け入れ</p> <p>(1) 連絡体制の確保</p> <p><u>総合調整室広域応援対策班</u>は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、<u>応急対策調整班の指示により、</u></p> | <p>ロ「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請</p> <p>上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が<u>実施</u>できないと判断される場合は、<u>他都道府県</u>に対し、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p><u>受援・市町村支援室広域受援班</u>は、上記の協定に基づき、全国知事会の九州地方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 応援要請の種類</p> <p>①被災地における<u>住民の避難、被災者等の救援・救護</u></p> <p>②災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋</p> <p>(略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 応援の受け入れ</p> <p>(削除)</p> |

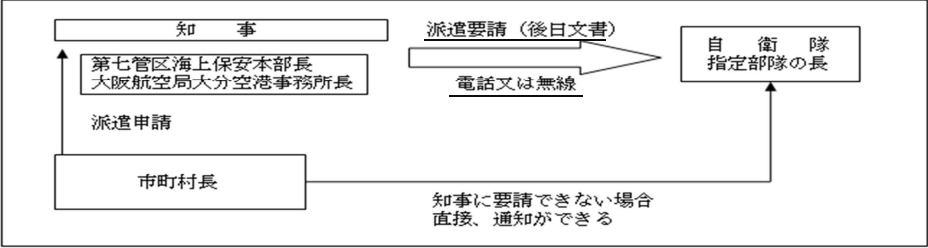
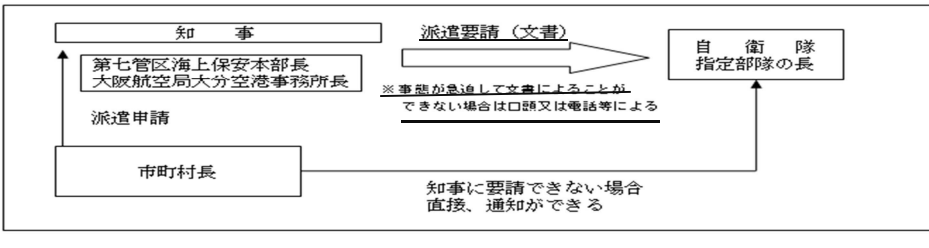
## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p><u>国及び九州・山口9県被災地支援対策本部に通報する。</u></p> <p>(2) 受け入れ体制の確保</p> <p>イ <u>応援要請を行うに当たり、広域応援対策班は、総務班、広域応援対策班と通信・輸送部輸送・調整班等と協議の上、以下の点について検討、整理し、県総務部へ通知する。</u></p> <p>(イ) 道路や交通機関の被災状況、運行状況</p> <p>(ロ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等</p> <p><u>ロ 県総務部は、人的支援の要請先に対し上記イにより通知された情報を提供する。</u></p> <p>△ <u>総合調整室情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。</u></p> <p>(3) 経費の負担</p> <p>応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立<br/>(略)</p> | <p><u>(1) 受け入れ体制の確保</u></p> <p>イ 応援要請を行うに当たり、<u>受援・市町村支援室広域受援班は、総合調整室、災害対策本部各部等と協議の上、以下の点について検討、整理し、県総務部へ通知する。</u></p> <p>(イ) 道路や交通機関の被災状況、運行状況</p> <p>(ロ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ロ 総合調整室情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。</u></p> <p><u>(2) 経費の負担</u></p> <p>応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。</p> <p><u>(3) リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入れ</u></p> <p><u>震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等リエゾン（災害対策現地情報連絡員）が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル（総務部）」により、受入体制を確保する。</u></p> <p><u>各団体のリエゾン発動基準</u></p> <p><u>震度6弱以上・・・九州地方知事会、全国知事会</u></p> <p><u>震度6強以上・・・関西広域連合</u></p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立<br/>(略)</p> |

# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]</p> <p>&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>(略)</p> <p>○派遣要請&lt;知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部危機管理監)&gt;</p> <p>□自衛隊指定部隊の長等へ連絡&lt;知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部危機管理監、生活環境部防災対策室長)&gt;</p> <p>□第5節で得た被害情報、交通情報等を連絡&lt;総合調整室情報収集班&gt;</p> <p>□活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡&lt;総務班&gt;</p> <p>○災害派遣調整のための体制確立&lt;総務班、災害対策本部各部&gt;</p> <p>*派遣要請事項に関連する部局の職員を派遣する。</p> <p>*派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総務班及び各部と自衛隊連絡幹部等が協議を行う。</p> | <p>県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]</p> <p>&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>(略)</p> <p>○派遣要請&lt;知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部危機管理監)&gt;</p> <p>□自衛隊指定部隊の長等へ連絡&lt;知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部危機管理監、生活環境部防災対策企画課長)&gt;</p> <p>□第5節で得た被害情報、交通情報等を連絡&lt;総合調整室情報収集班&gt;</p> <p>□活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡&lt;総務班&gt;</p> <p>○災害派遣調整のための体制確立&lt;総務班、災害対策本部各部&gt;</p> <p>*派遣要請事項に関連する部局の職員を派遣する。</p> <p>*派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総務班及び各部と自衛隊連絡幹部等が協議を行う。</p> |
| <p>1 (略)</p> <p>2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>(1)</p>    | <p>1 (略)</p> <p>2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>(1) (略)</p>   |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前                               |                                 |   |         | 改正後   |                       |                                 |   |         |   |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|---------|---|-----------------------|---------------------------------|---|---------|---|
| (2) 要請先等                          |                                 |   |         | (2) 要請先等  |                       |                                 |   |         |   |
|                                   | 要 請 先 等                         | 連 絡 方 法 等   | 指定部隊等の長 | 備 考   |                       | 要 請 先 等                         | 連 絡 方 法 等   | 指定部隊等の長 | 備 考   |
| 陸<br>上<br>自<br>衛<br>隊             | 第41普通科連隊<br>第3科<br>(別府駐屯地)      | 別府市大鶴見4548-143<br>TEL 0977-22-4311<br>内線234, 302<br>FAX 0977-23-3433<br>防7-852                | 連隊長     | 大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄 | 陸<br>上<br>自<br>衛<br>隊 | 第41普通科連隊<br>第3科<br>(別府駐屯地)      | 別府市大鶴見4548-143<br>TEL 0977-22-4311<br>内線234, 302<br>FAX 0977-23-3433<br>防7-852                | 連隊長     | 大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄 |
|                                   | 西部方面特科隊<br>第3科<br>(湯布院駐屯地)      | 大分郡湯布院町川上<br>TEL 0977-84-2111<br>内線235, 302<br>FAX 0977-84-211                                | 隊長      | 大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄                         |                       | 西部方面特科隊<br>第3科<br>(湯布院駐屯地)      | 由布市湯布院町川上941<br>TEL 0977-84-2111<br>内線235, 302<br>FAX 0977-84-211                             | 隊長      | 大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄                         |
|                                   | 第4戦車大隊<br>第3係<br>(玖珠駐屯地)        | 玖珠郡玖珠町帆足2494<br>TEL 09737-2-1116<br>内線235, 302<br>FAX 09737-2-1116                            | 大隊長     | 大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄                                 |                       | 第4戦車大隊<br>第3係<br>(玖珠駐屯地)        | 玖珠郡玖珠町帆足2494<br>TEL 09737-2-1116<br>内線235, 302<br>FAX 09737-2-1116                            | 大隊長     | 大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄                                 |
|                                   | 第4師団<br>第3部防衛班<br>(福岡駐屯地)       | 福岡県春日市大和町5-12<br>TEL 092-591-1020<br>内線5233   | 師団長     | 九州北部4県(大分県含む)全域                                     |                       | 第4師団<br>第3部防衛班<br>(福岡駐屯地)       | 福岡県春日市大和町5-12<br>TEL 092-591-1020<br>内線5233   | 師団長     | 九州北部4県(大分県含む)全域                                     |
|                                   | 西部方面総監部<br>防衛部防衛課運用班<br>(健軍駐屯地) | 熊本県熊本市東町1-1-1<br>TEL 096-368-5111<br>内線2256, 2257   | 総監      | 九州・沖縄(大分県含む)全域                                      |                       | 西部方面総監部<br>防衛部防衛課運用班<br>(健軍駐屯地) | 熊本県熊本市東町1-1-1<br>TEL 096-368-5111<br>内線2256, 2257   | 総監      | 九州・沖縄(大分県含む)全域                                      |
|                                   | 呉地方総監部<br>防衛部第3幕僚室              | 広島県呉市幸町8-1<br>TEL 0823-22-5511<br>内線2444<br>22-5680(直通)<br>22-5692(直通)<br>(FAXは、電話連絡時に指定する番号) | 総監      | 大分県沿岸部全域を管轄   |                       | 呉地方総監部<br>防衛部第3幕僚室              | 広島県呉市幸町8-1<br>TEL 0823-22-5511<br>内線2444<br>22-5680(直通)<br>22-5692(直通)<br>(FAXは、電話連絡時に指定する番号) | 総監      | 大分県沿岸部全域を管轄   |
| 航空<br>自<br>衛<br>隊                 | 西部航空方面隊司令部<br>防衛部運用課            | 福岡県春日市原町3-1-1<br>TEL 092-581-4031<br>内線2344, 2346<br>FAX 092-581-4031<br>内線5903               | 司令官     | 大分県全域を管轄  | 航空<br>自<br>衛<br>隊     | 西部航空方面隊司令部<br>防衛部運用課            | 福岡県春日市原町3-1-1<br>TEL 092-581-4031<br>内線2344, 2346<br>FAX 092-581-4031<br>内線5903               | 司令官     | 大分県全域を管轄  |
| 地<br>本<br>等                       | 自衛隊<br>大分地方協力本部<br>総務課          | 大分市新川町2-1-36<br>TEL 097-536-6271  | 本部長     | 緊急の場合等における連絡先                                       | 地<br>本<br>等           | 自衛隊<br>大分地方協力本部<br>総務課          | 大分市新川町2-1-36<br>TEL 097-536-6271  | 本部長     | 緊急の場合等における連絡先                                       |
|                                   | 海上自衛隊<br>佐伯基地分遣隊<br>警備科         | 佐伯市鶴谷区<br>TEL 0972-22-0370  | 隊長      | 呉地方総監部との連絡調整  |                       | 海上自衛隊<br>佐伯基地分遣隊<br>警備科         | 佐伯市鶴谷区<br>TEL 0972-22-0370  | 隊長      | 呉地方総監部との連絡調整  |
| (3) 要請連絡先及び連絡方法                   |                                 |   |         | (3) 要請連絡先及び連絡方法                                     |                       |                                 |   |         |   |
| イ 生活環境部防災対策室 : 大分市大手町3-1-1<br>(略) |                                 |   |         | イ 生活環境部防災対策企画課 : 大分市大手町3-1-1<br>(略)                 |                       |                                 |   |         |   |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>ロ・ハ（略）</p> <p>3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）派遣要請</p> <p>イ 知事が、（2）を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第41 普通科連隊長又は上級部隊長とする。</p> <p>なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部防災局長、生活環境部<u>危機管理監</u>、生活環境部<u>防災対策室長</u>の順位で知事の職務を代行するものとする。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>4（3）ニ</p> <p>下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。</p> | <p>ロ・ハ（略）</p> <p>3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）派遣要請</p> <p>イ 知事が、（2）を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第41 普通科連隊長又は上級部隊長とする。</p> <p>なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部防災局長、生活環境部<u>防災危機管理監</u>、生活環境部<u>防災対策企画課長</u>の順位で知事の職務を代行するものとする。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>4（3）ニ</p> <p>下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。</p> |



# 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>改正前</b></p> <p>航空機(回転翼)の着陸地点及び無障害地帯の基準</p> <p>着陸地点及び無障害地帯の基準</p> <p>a 小型機 (OH-6) の場合</p> <p>b 中型機 (HU-1) の場合</p> <p>c 大型機 (V-107) の場合</p> <p>d 大型機 (CH-47, HSS-2B, SH-60F) の場合</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第11節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p> <p>(2) 九州・山口9県災害時応援協定<br/>(新設)<br/>(新設)<br/>(新設)</p> <p>(3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定</p> <p>(4) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定</p> | <p style="text-align: center;"><b>改正後</b></p> <p style="text-align: center;"><b>航空機(回転翼)の着陸地点及び無障害地帯の基準</b></p> <p>航空機(回転翼)の着陸地点及び無障害地帯の基準</p> <p>小型機の場合は12°</p> <p>① 小型機(OH-6)の場合</p> <p>② 中型機(UH-1)の場合</p> <p>③ 大型機(UH-60)の場合</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第11節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p> <p>(2) 九州・山口9県災害時応援協定</p> <p>(3) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定</p> <p>(4) 九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定</p> <p>(5) 陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定</p> <p>(6) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定</p> <p>(7) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(5) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定</p> <p>(6) 防災消防ヘリコプター相互応援協定</p> <p>(7) 大分県防災ヘリコプター応援協定</p> <p>(8) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書</p> <p>(9) 防災画像情報の相互協定に関する協定</p> <p>(10) 災害時における放送要請に関する協定</p> <p>(11) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定</p> <p>(12) 大規模災害時における相互協力に関する協定</p> <p>(13) 緊急・救援輸送に関する協定</p> <p>(14) 大分DMATの派遣に関する協定</p> <p>(15) 災害時の医療救護に関する協定</p> <p>(16) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定</p> <p>(17) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定<br/>(並び順の変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(18) 緊急給水車による支援活動に関する契約書</p> <p>(19) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定</p> <p>(20) 災害時における食料の調達に関する協定</p> <p>(21) 災害時における木材物資の調達に関する協定</p> <p>(22) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定</p> <p>(23) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定</p> <p>(24) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <p>(25) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</p> <p>(26) 災害時における緊急作業等に関する協定</p> <p>(27) 土砂災害防止のための活動に関する協定</p> <p>(28) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定</p> <p>(29) 大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定</p> <p>2から7 (略)</p> <p>第12節 (略)</p> | <p>(8) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定</p> <p>(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定</p> <p>(10) 大分県防災ヘリコプター応援協定</p> <p>(11) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書</p> <p>(12) 防災画像情報の相互協定に関する協定</p> <p>(13) 災害時における放送要請に関する協定</p> <p>(14) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定</p> <p>(15) 大規模災害時における相互協力に関する協定</p> <p>(16) 緊急・救援輸送に関する協定</p> <p>(17) 大分DMATの派遣に関する協定</p> <p>(18) 災害時の医療救護に関する協定</p> <p>(19) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定</p> <p>(20) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定</p> <p>(21) 大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定</p> <p>(22) 大分県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定</p> <p>(23) 緊急給水車による支援活動に関する契約書</p> <p>(24) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定</p> <p>(25) 災害時における食料の調達に関する協定</p> <p>(26) 災害時における木材物資の調達に関する協定</p> <p>(27) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定</p> <p>(28) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定</p> <p>(29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <p>(30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</p> <p>(31) 災害時における緊急作業等に関する協定</p> <p>(32) 土砂災害防止のための活動に関する協定</p> <p>(33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定<br/>(並び順の変更)</p> <p>2から7 (略)</p> <p>第12節 (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>第13節 ボランティアとの連携<br/>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]</p> <p>&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○組織体制の確立&lt;災害対策本部&gt;</p> <p>□被災者救援部<u>災害ボランティア調整班</u>の設置</p> <p>○ボランティア・NPO等の活動の支援&lt;被災者救援部ボランティア調整班&gt;</p> <p>□ボランティア活動に関する総合調整</p> <p>□ボランティア活動に必要な情報提供・広報活動</p> </div> <p>1 基本方針<br/>(略)</p> <p>2 <u>県の組織体制</u><br/>災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部に「<u>ボランティア調整班(以下「班」という)</u>」を設置する。<br/>(新設)</p> <p><u>(1) 班の構成機関等</u></p> | <p>第13節 ボランティアとの連携<br/>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]</p> <p>&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○組織体制の確立&lt;災害対策本部&gt;</p> <p>□<u>被災者救援部ボランティア調整班</u>の設置</p> <p>○ボランティア・NPO等の活動の支援&lt;被災者救援部ボランティア調整班&gt;</p> <p>□ボランティア活動に関する総合調整</p> <p>□ボランティア活動に必要な情報提供・広報活動</p> </div> <p>1 基本方針<br/>(略)</p> <p>2 <u>県及び県災害ボランティアセンターの体制</u><br/>災害発生時から復旧期までボランティアが円滑かつ効果的に活動できるための総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部に<u>ボランティア調整班</u>を設置する。<u>ボランティア調整班は、災害発生後直ちに、大分県社会福祉協議会(以下「県社協」という)事務局内に設置される「県災害ボランティアセンター」に班員を派遣のうえ、県社協と一体となって県災害ボランティアセンターを組織し、被災市町村と連携のうえで現地災害ボランティアセンターの設置運営を支援するとともに、様々な連絡調整や県全体の状況把握、情報発信等を統括的に行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>県、社会福祉法人大分県社会福祉協議会（以下「<u>県社協</u>」という）で構成し、<u>県が班を総括する。</u></p> <p><u>(2) 班の役割</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>広報・情報発信班を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。</u></p> <p>ハ <u>被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、<u>県社協の協力を得ながら</u>県内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。</u></p> <p>ニ <u>災害発生後直ちに、<u>県社協事務局内に設置される「県社協災害ボランティアセンター」</u>に対し、<u>連絡調整のため班員を派遣する。</u>また、<u>必要に応じて県社協災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れるとともに、<u>ボランティア関係団体に対しても同様の対応を行う。</u></u></u></p> <p>ホ <u>大分県の標準マニュアルである『大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル』を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部被災者支援班を派遣し、<u>また、必要に応じて現地災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れ、ボランティアニーズ等の情報収集を通じて現地活動の後方支援を行う。</u></u></p> <p>ヘ <u>公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、<u>適時・的確に県社協災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター等に提供する。</u></u></p> <p>ト <u>被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については市町村等からの要請に基づき、<u>県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、<u>ボランティア活動の支援を行う。</u>また、<u>県職員の派遣も</u></u></u></p> | <p><u>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</u></p> <p>イ <u>県内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。</u></p> <p>ロ <u>報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。</u></p> <p>ハ <u>被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、<u>県内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。</u></u></p> <p>ニ <u>現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、<u>広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。</u>大規模災害においては、<u>全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</u></u></p> <p>ホ <u>大分県の標準マニュアルである「大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部被災者救援班員を派遣し、<u>現地活動の支援を行う。</u></u></p> <p>ヘ <u>公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、<u>適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。</u></u></p> <p>ト <u>被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については市町村等からの要請に基づき、<u>県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、<u>県職員の派遣も上記ホに準じて行う。</u></u></u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>上記ホに準じて行う。</p> <p>チ ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、<u>現地災害ボランティアセンターと調整のうえ、場所の提供に努めるとともに、上記へに準じて情報提供を行う。</u></p> <p>リ ボランティア活動に必要な各種資機材については、<u>大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会などの協力を得ながら、被災地及び被災者の状況等を勘案して提供するよう努める。</u></p> <p>(3) ボランティア・NPO等の受入及び配置</p> <p>イ <u>ボランティア・NPO等の受入及び配置については、現地災害ボランティアセンターが、班及び県社協災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。</u></p> <p>ロ <u>ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ニーズを効率的に調査・集計する仕組みを構築する。</u></p> <p><u>また、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。</u></p> <p>○ <u>専門ボランティア・NPO活動例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護</u></li> <li>・ <u>被災者の健康管理やカウンセリング</u></li> <li>・ <u>災害応急対策物資など資財の輸送</u></li> <li>・ <u>被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定</u></li> <li>・ <u>外国人に対する通訳</u></li> <li>・ <u>歴史資料の救出や修復</u></li> <li>・ <u>その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動</u></li> </ul> <p>○ <u>一般ボランティア・NPO活動例</u></p> | <p>チ <u>ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。</u></p> <p>リ <u>現地災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、被災地及び被災者の状況等を勘案し、県保有分を速やかに現地災害ボランティアセンターに搬入するとともに、その他必要分については、各種支援団体等の協力を得てその調達に努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>・炊き出し等食事の提供</p> <p>・救援物資の搬入、仕分及び配布</p> <p>・避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）</p> <p>・在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）</p> <p>・清掃作業及び簡易な防疫作業</p> <p>・危険を伴わない範囲での片付け作業</p> <p>・その他被災者の生活支援に関する活動</p> <p>（4）ボランティア・NPO等の安全確保等</p> <p>現地災害ボランティアセンターは、班及び県社協災害ボランティアセンターと連携してボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。</p> <p>また、ボランティアへボランティア保険への加入を推奨することとする。</p> <p>（新設）</p> | <p>4 現地災害ボランティアセンターの役割</p> <p>イ 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、市町村災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。</p> <p>ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。</p> <p>○一般ボランティア・NPO活動例</p> <p>・清掃作業及び簡易な防疫作業</p> <p>・危険を伴わない範囲での片付け作業</p> <p>・救援物資の搬入、仕分及び配布</p> <p>・その他被災者の生活支援に関する活動</p> <p>○専門ボランティア・NPO活動例</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給<br/>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請<br/>「第2章 第8節 <u>広域的な応援要請の確立</u>」に準ずる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16節・第17節 (略)</p> | <p><u>・生活支援ニーズの把握</u></p> <p><u>・被災者の健康管理やカウンセリング</u></p> <p><u>・災害応急対策物など資材の輸送</u></p> <p><u>・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス</u></p> <p><u>・外国人に対する通訳</u></p> <p><u>・歴史資料の救出や修復</u></p> <p><u>・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動</u></p> <p><u>ハ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。</u></p> <p><u>なお、県社協が九州社会福祉協議会連合会や全国社会福祉協議会に対し広域応援を要請した場合は、当該団体との情報共有や連携を図るものとする。</u></p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給<br/>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請<br/>「第2章 第8節 <u>広域的な応援要請</u>」に準ずる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16節・第17節 (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 救出救助<br/>(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 県が実施する救出救助<br/>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 活動調整体制の確立<br/>(略)</p> <p>イ 地区災害対策本部は情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお情報連絡員は、地域防災監が、<u>害時緊急支援隊</u>の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前を選任する。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>8 災害救助法の適用</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第5節 救急医療活動<br/>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な機関の救急医療活動</p> | <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 救出救助<br/>(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 県が実施する救出救助<br/>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 活動調整体制の確立<br/>(略)</p> <p>イ 地区災害対策本部は情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお情報連絡員は、地域防災監が、<u>災害時緊急支援隊</u>の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前を選任する。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>8 災害救助法の適用</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第5節 救急医療活動<br/>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な機関の救急医療活動</p> |



## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   |   |             |        | 改正後                        |  |             |        |
|---|---|-------------|--------|----------------------------|--|-------------|--------|
| 機関名   | 発災  | (緊急対策 72時間) | (応急対策) | 機関名                        | 発災   | (緊急対策 72時間) | (応急対策) |
| 福<br>社<br>保<br>健<br>部<br><br>県<br>保<br>健<br>所 | ○災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置<br>○医療情報の収集及び提供<br>○大分DMAT及び医療救護班への出動要請<br>○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請<br>追加<br>○医薬品・医療資器材等の確保<br>○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請<br>○県外の医療機関に負傷者等の受入要請<br>○広域医療搬送のためのSCUの設置要請 | →           |        | 福<br>社<br>保<br>健<br>部      | ○災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置<br>○医療情報の収集及び提供<br>○大分DMAT及び医療救護班への出動要請<br>○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請<br><u>○災害時小児周産期リエゾンの災害医療対策本部への出動要請（必要に応じて）</u><br>○医薬品・医療資器材等の確保<br>○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請<br>○県外の医療機関に負傷者等の受入要請<br>○広域医療搬送のためのSCUの設置要請 | →           |        |
|   |   |             |        |                            |  |             |        |
| 4 救急医療活動の実施<br>(1)・(2) (略)                    |   |             |        | 4 救急医療活動の実施<br>(1)・(2) (略) |  |             |        |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(3) 災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤師班の派遣<br/>イ～ハ (略)<br/>(追加)</p> <p>(4)～(6) (略)<br/>5～7 (略)<br/>第6節 (略)<br/>第7節 二次災害の防止活動<br/>(略)<br/>1 (略)<br/>2 県における二次災害防止活動<br/>(1) イ～ロ (略)<br/>ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定<br/>市町村からの要請があった場合には、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。</p> <p>(2) 土砂災害等の防止活動<br/>(略)<br/>イ 砂防指定地<br/>ロ 急傾斜地崩壊危険区域<br/>ハ 地すべり防止区域<br/>ニ 保安林及び保安施設地区</p> | <p>(3) 災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤師班の派遣<br/>イ～ハ (略)<br/><u>ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁(災害医療対策本部 (DMAT調整本部)) への派遣を要請する。</u></p> <p>(4)～(6) (略)<br/>5～7 (略)<br/>第6節 (略)<br/>第7節 二次災害の防止活動<br/>(略)<br/>1 (略)<br/>2 県における二次災害防止活動<br/>(1) イ～ロ (略)<br/>ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定<br/>市町村からの要請があった場合には、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。<u>また、県単独では十分な判定ができない場合、九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会や国土交通省に応援を要請するとともに、相互の情報共有、連携を図る。</u></p> <p>(2) 土砂災害等の防止活動<br/>(略)<br/>イ 砂防指定地<br/>ロ 急傾斜地崩壊危険区域<br/>ハ 地すべり防止区域<br/><u>ニ 土砂災害危険箇所等</u><br/><u>ホ 保安林及び保安施設地区</u></p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>           ㊦ 山地災害危険地区<br/>           ㊧ 海岸危険地域<br/>           ㊨ 落石等危険箇所<br/>           ㊩ その他二次災害の危険性があると判断される箇所<br/> <br/>           (3)～(8) (略)         </p> <p>           第4章 被災者の保護・救護のための活動<br/>           第1節 避難所運営活動<br/>           (略)         </p> <p>           1 (略)<br/>           2 避難所の開設<br/>           (1)・(2) (略)<br/>           (3) イ～ニ (略)         </p> <p>           ホ 避難所の開設期間<br/>           災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、該当期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市町村はあらかじめその理由を福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>に申し出て承認を受ける。         </p> <p>           へ (略)<br/>           3 (略)<br/>           4 避難所の運営管理<br/>           (1)～(5)<br/>           (6) 避難所の生活環境への配慮         </p> | <p>           ㊧ 山地災害危険地区<br/>           ㊨ 海岸危険地域<br/>           ㊩ 落石等危険箇所<br/>           ㊪ その他二次災害の危険性があると判断される箇所<br/>           (3)～(8) (略)         </p> <p>           第4章 被災者の保護・救護のための活動<br/>           第1節 避難所運営活動<br/>           (略)         </p> <p>           1 (略)<br/>           2 避難所の開設<br/>           (1)・(2) (略)<br/>           (3) イ～ニ (略)         </p> <p>           ホ 避難所の開設期間<br/>           災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、該当期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市町村はあらかじめその理由を福祉保健部福祉保健企画課に申し出て承認を受ける。         </p> <p>           へ (略)<br/>           3 (略)<br/>           4 避難所の運営管理<br/>           (1)～(5)<br/>           (6) 避難所の生活環境への配慮<br/>           市町村は、災害に備えて簡易トイレ(洋式)の備蓄やマンホールトイレの         </p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>市町村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。（略）</p> <p>（7）～（9）（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 食料供給</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与（略）</p> <p>（1）イ～ハ（略）</p> <p>ニ 費用の負担</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>はイからハの基準に基づき、市町村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。（略）</p> <p>（2）市町村の措置</p> <p>イ 県への情報提供等</p> <p>知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、市町村長は速やかにその概要を福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。</p> <p>ロ（略）</p> <p>5（略）</p> | <p>導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、<u>入浴及び洗濯の機会の確保</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。（略）</p> <p>（7）～（9）（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 食料供給</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与（略）</p> <p>（1）イ～ハ（略）</p> <p>ニ 費用の負担</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>はイからハの基準に基づき、市町村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。（略）</p> <p>（2）市町村の措置</p> <p>イ 県への情報提供等</p> <p>知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、市町村長は速やかにその概要を福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。</p> <p>ロ（略）</p> <p>5（略）</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>第4節 給水<br/>(略)<br/>1～3 (略)<br/>4 災害救助法に基づく措置<br/>(1) 県の措置<br/>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとする。<br/>(略)<br/>イ・ロ (略)<br/>(2) (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与<br/>本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。</p> <p>〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕<br/>&lt; &gt;内は主に担当する班等<br/>災害救助法適用の場合<br/>○災害救助法適否の判断&lt;災害対策本部本部会議&gt;<br/>○給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断&lt;市町村、総合調整室応急対策調整班&gt;<br/>○被災者の状況把握&lt;市町村、総合調整室情報収集班&gt;<br/>○医療機関、社会福祉施設等の状況把握&lt;市町村、総合調整室情報収集班&gt;<br/>○医療機関、社会福祉施設等の状況把握&lt;市町村、総合調整室情報収集班&gt;<br/>○給与又は貸与の実施</p> | <p>第4節 給水<br/>(略)<br/>1～3 (略)<br/>4 災害救助法に基づく措置<br/>(1) 県の措置<br/>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとする。<br/>(略)<br/>イ・ロ (略)<br/>(2) (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与<br/>本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。</p> <p>〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕<br/>&lt; &gt;内は主に担当する班等<br/>災害救助法適用の場合<br/>○災害救助法適否の判断&lt;災害対策本部本部会議&gt;<br/>○給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断&lt;市町村、総合調整室応急対策調整班&gt;<br/>○被災者の状況把握&lt;市町村、総合調整室情報収集班&gt;<br/>○医療機関、社会福祉施設等の状況把握&lt;市町村、総合調整室情報収集班&gt;<br/>○医療機関、社会福祉施設等の状況把握&lt;市町村、総合調整室情報収集班&gt;<br/>○給与又は貸与の実施</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p><input type="checkbox"/> 備蓄物資の開放&lt;福祉保健部地域福祉推進室、地区災害対策本部支援物資班&gt;<br/>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の措置<br/>(1) 実施体制<br/>イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部地域福祉推進室に情報提供する。<br/>ロ 福祉保健部地域福祉推進室は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。<br/>(2) (略)</p> <p>4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与<br/>(略)<br/>(1) (略)<br/>(2) 給与実施基準<br/>イの災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。<br/>(略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第6節 医療活動</p> <p>1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握<br/>福祉保健医療部医療活動支援班は、次の情報を地区災害対策本部保健所班から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。<br/>(1)～(4) (略)</p> | <p><input type="checkbox"/> 備蓄物資の開放&lt;福祉保健部福祉保健企画課、地区災害対策本部支援物資班&gt;<br/>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の措置<br/>(1) 実施体制<br/>イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。<br/>ロ 福祉保健部福祉保健企画課は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。<br/>(2) (略)</p> <p>4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与<br/>(略)<br/>(1) (略)<br/>(2) 給与実施基準<br/>イの被害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。<br/>(略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第6節 医療活動</p> <p>1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握<br/>福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて支援のための職員を派遣し、次の情報を地区災害対策本部保健所班と連携して収集し、医療救護活動を迅速・的確に推進する。<br/>(1)～(4) (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>第7節 保健衛生活動<br/>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保健衛生活動の実施体制<br/>(1) (略)<br/>(2) 保健衛生活動の体制整備<br/>(略)<br/>イ～二 (略)<br/>(新設)</p> <p>3 保健衛生活動の実施<br/>(略)<br/>(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。<br/>イ～ハ (略)<br/>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第8節 廃棄物処理<br/>本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。</p> <p>[廃棄物の処理が必要となった場合の、本節に基づく県及び市町村の主要な活動]<br/><br/>&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> | <p>第7節 保健衛生活動<br/>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保健衛生活動の実施体制<br/>(1) (略)<br/>(2) 保健衛生活動の体制整備<br/>(略)<br/>イ～二 (略)<br/><u>ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との情報共有</u></p> <p>3 保健衛生活動の実施<br/>(略)<br/>(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。<br/>イ～ハ (略)<br/><u>二 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との相互連携</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第8節 廃棄物処理<br/>本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。</p> <p>[廃棄物の処理が必要となった場合の、本節に基づく県及び市町村の主要な活動]<br/><br/>&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○「市町村災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物処理&lt;被災市町村&gt;</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>○「市町村災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物処理&lt;被災市町村&gt;<br/>○災害廃棄物処理に関する市町村への助言及び情報提供&lt;生活環境部循環社会推進課、県内市町村、民間関係団体、国&gt;<br/>○広域処理体制の構築&lt;生活環境部潤滑社会推進課、国&gt;</p> <p>1 (略)<br/>2 役割分担<br/>災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市町村となる。県においては、単なる連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たすこととする。<br/>※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」、「平時の取組等」の災害廃棄物の処理に関する事項の詳細は、大分県災害廃棄物処理計画に定めるものとする。</p> <p>第9節<br/>(略)<br/>1 (略)<br/>2 行方不明者の捜索<br/>(1) (略)<br/>(2) 行方不明者の捜索<br/>市町村、消防機関、警察機関、海上保安部は、相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。<br/>3～5 (略)<br/>6 災害救助法適用に関する事項</p> | <p>○災害廃棄物処理に関する市町村への助言及び情報提供&lt;生活環境部循環社会推進課、県内市町村、民間関係団体、国&gt;<br/>○広域処理体制の構築&lt;生活環境部循環社会推進課、国&gt;</p> <p>1 (略)<br/>2 役割分担<br/>災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市町村となる。県においては、単なる連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たすこととする。<br/>※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」、「平時の取組等」の災害廃棄物の処理に関する事項の詳細は、大分県災害廃棄物処理計画に定めるものとする。<br/><u>また、県は、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。</u></p> <p>第9節 (略)<br/>(略)<br/>1 (略)<br/>2 行方不明者の捜索<br/>(1) (略)<br/>(2) 行方不明者の捜索<br/>市町村、<u>自衛隊</u>、消防機関、警察機関、海上保安部は、相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。<br/>3～5 (略)<br/>6 災害救助法適用に関する事項</p> |



## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(1) 災害救助法が適用された場合、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕</p> <p>&lt;&gt;内は主に担当する班等</p> <p>○住宅ニーズの把握&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班&gt;</p> <p>□り災世帯の住宅ニーズの把握</p> <p>□住宅ニーズへの対応方針の決定</p> <p>○応急仮設住宅の建設</p> <p>□建設用地・資機材、技術者等の確保&lt;社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班&gt;</p> <p>□入居世帯の決定&lt;福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>&gt;</p> <p>○応急仮設住宅の管理&lt;社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班&gt;</p> <p>○その他の住宅対策の実施&lt;社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班&gt;</p> <p>□公営住宅の空き部屋調査</p> <p>○その他</p> <p>□被災住宅の被害認定調査の対応&lt;市町村、生活環境部防災対策室&gt;</p> </div> <p>1・2 (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保</p> <p>イ 略</p> | <p>(1) 災害救助法が適用された場合、福祉保健部福祉保健企画課は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕</p> <p>&lt;&gt;内は主に担当する班等</p> <p>○住宅ニーズの把握&lt;福祉保健部福祉保健企画課、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班&gt;</p> <p>□り災世帯の住宅ニーズの把握</p> <p>□住宅ニーズへの対応方針の決定</p> <p>○応急仮設住宅の建設</p> <p>□建設用地・資機材、技術者等の確保&lt;社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班&gt;</p> <p>□入居世帯の決定&lt;福祉保健部福祉保健企画課&gt;</p> <p>○応急仮設住宅の管理&lt;社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班&gt;</p> <p>○その他の住宅対策の実施&lt;社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班&gt;</p> <p>□公営住宅の空き部屋調査</p> <p>○その他</p> <p>□被災住宅の被害認定調査の対応&lt;市町村、生活環境部防災対策企画課&gt;</p> </div> <p>1・2 (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保</p> <p>イ 略</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編  
第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 入居世帯の決定</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。<u>例えば、まず借上民間賃貸住宅へ一時入居し、仮設住宅完成後に元のコミュニティに戻るといった提案をするなどの配慮も必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ロ 住宅の応急修理</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。(略)</p> <p>ハ 住居又はその周辺の障害物の除去</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(5)</p> | <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 入居世帯の決定</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、次の各号のいずれも該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ロ 住宅の応急修理</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。(略)</p> <p>ハ 住居又はその周辺の障害物の除去</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(5)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>4・5 (略)</p> <p>6 被災住宅の被害調査の対応<br/>(略)<br/>また、県は、市町村の活動の支援に<u>努めるものとする。</u></p> <p>第11節 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>教材学用品の供給&lt;児童・生徒対策部児童・生徒対策班&gt; (災害救助法が適用された場合、<u>福祉保健部地域福祉推進室</u>と連携)</p> <p>(略)</p> </div> <p>1・2 (略)</p> <p>3 その他の応急措置</p> <p>(1) 授業料の減免措置</p> <p>イ 減免の対象</p> <p>県立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 減免等の実施</p> <p>県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、大分県教育委員会へ報告する。<br/>県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。</p> <p>(追記)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> | <p>4・5 (略)</p> <p>6 被災住宅の被害調査の対応<br/>(略)<br/>また、県は、市町村の活動の支援に<u>努めるとともに、県単独では迅速・円滑な被害調査ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請することとする。</u></p> <p>第11節 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>教材学用品の供給&lt;児童・生徒対策部児童・生徒対策班&gt; (災害救助法が適用された場合、<u>福祉保健部福祉保健企画課</u>と連携)</p> <p>(略)</p> </div> <p>1・2 (略)</p> <p>3 その他の応急措置</p> <p>(1) 授業料の減免措置</p> <p>イ 減免の対象</p> <p>県立・<u>私立</u>高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 減免等の実施</p> <p>県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、大分県教育委員会へ報告する。<br/>県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。<br/><u>私立学校の設置者は、生徒からの申請に基づき減免を決定し、県へ報告する。</u></p> <p><u>県は、私立学校設置者が実施した減免事業に要した経費の一部を補助する。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>4～6 (略)</p> <p>第12節・第13節 (略)</p> <p>第14節 被災動物対策</p> <p>大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[災害時における動物管理の主要な活動]</p> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援&lt;生活環境部食品安全・衛生課&gt;</p> <p>○被災地域及び避難所における動物の保護&lt;市町村、<u>生活環境部食品安全・衛生課、地区対策本部保健所班</u>&gt;</p> </div> <p>1～4 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> | <p>4～6 (略)</p> <p>第12節・第13節 (略)</p> <p>第14節 被災動物対策</p> <p>大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立するとともに、<u>県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[災害時における動物管理の主要な活動]</p> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援&lt;<u>生活環境部食品・生活衛生課</u>&gt;</p> <p>○被災地域及び避難所における動物の保護&lt;市町村、<u>生活環境部食品・生活衛生課、地区対策本部保健所班</u>&gt;</p> </div> <p>1～4 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>第1章 災害復旧・復興の基本方針<br/>(略)</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害義えん金の配分(福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>、会計管理局会計課)</p> <p>(1) 配分組織の確立</p> <p>災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設置する(義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>が行う。)</p> <p>(2) 配分の方法等</p> <p>災害救助法適用のいかにかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。<br/>※なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義えん金の配布等を求め住民が窓口で殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、<u>市町村は被災者支援システム等の業務支援システムの導入を検討しておく必要がある。</u></p> <p>第4章</p> | <p>第1章 災害復旧・復興の基本方針<br/>(略)</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p><u>加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。</u></p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害義えん金の配分(福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>、会計管理局会計課)</p> <p>(1) 配分組織の確立</p> <p>災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設置する(義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>が行う。)</p> <p>(2) 配分の方法等</p> <p>災害救助法適用のいかにかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。<br/>※なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義えん金の配布等を求め住民が窓口で殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、<u>県内で統一した被災者台帳システムの導入をはかる。</u></p> <p>第4章</p> |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前   | 改正後      |          |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |
|---|----------|----------|-------|------------------------|----------|----------|--------------|---------|---------|--------------|----------|----------|---|-----|--------|-------|------------------------|----------|----------|--------------|---------|---------|-----------------|----------|----------|
| <p>第1節<br/>1～22 (略)<br/>23 生活保護</p> <p>(1) 支援の種類：給付<br/>(2) 支援の内容</p> <p>①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。</p> <p>②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。</p> <p>③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。</p> <p>④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。</p> <table border="1" data-bbox="129 1050 1093 1295"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯<br/>(33歳、29歳、4歳)</td> <td>172,170円</td> <td>135,680円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯(68歳)</td> <td>80,820円</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯(30歳、4歳)</td> <td>149,620円</td> <td>120,190円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(平成24年度生活扶助基準)</p> <p>(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方<br/>(4) 問合せ：県、市町村</p> <p>24～26 (略)</p> | 項 目      | 東京都区部等   | 地方郡部等 | 標準3人世帯<br>(33歳、29歳、4歳) | 172,170円 | 135,680円 | 高齢者単身世帯(68歳) | 80,820円 | 62,640円 | 母子世帯(30歳、4歳) | 149,620円 | 120,190円 | <p>第1節 (略)<br/>1～22 (略)<br/>23 生活保護</p> <p>(1) 支援の種類：給付<br/>(2) 支援の内容</p> <p>①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。</p> <p>②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。</p> <p>③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。</p> <p>④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1050 2114 1295"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯<br/>(33歳、29歳、4歳)</td> <td>158,380円</td> <td>129,910円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯(68歳)</td> <td>79,790円</td> <td>64,480円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯(30歳、4歳、2歳)</td> <td>188,140円</td> <td>158,170円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(平成30年度生活扶助基準)</p> <p>(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方<br/>(4) 問合せ：県、市町村</p> <p>24～26 (略)</p> | 項 目 | 東京都区部等 | 地方郡部等 | 標準3人世帯<br>(33歳、29歳、4歳) | 158,380円 | 129,910円 | 高齢者単身世帯(68歳) | 79,790円 | 64,480円 | 母子世帯(30歳、4歳、2歳) | 188,140円 | 158,170円 |
| 項 目   | 東京都区部等   | 地方郡部等    |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |
| 標準3人世帯<br>(33歳、29歳、4歳)  | 172,170円 | 135,680円 |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |
| 高齢者単身世帯(68歳)  | 80,820円  | 62,640円  |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |
| 母子世帯(30歳、4歳)  | 149,620円 | 120,190円 |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |
| 項 目   | 東京都区部等   | 地方郡部等    |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |
| 標準3人世帯<br>(33歳、29歳、4歳)  | 158,380円 | 129,910円 |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |
| 高齢者単身世帯(68歳)  | 79,790円  | 64,480円  |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |
| 母子世帯(30歳、4歳、2歳)   | 188,140円 | 158,170円 |       |                        |          |          |              |         |         |              |          |          |   |     |        |       |                        |          |          |              |         |         |                 |          |          |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前                            |  | 改正後                            |  |
|--------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 第2節 住まいの確保・再建のための支援<br>1～10（略） |  | 第2節 住まいの確保・再建のための支援<br>1～10（略） |  |
| 1.1 住宅の応急修理（災害救助法）             |  | 1.1 住宅の応急修理（災害救助法）             |  |
| 支援の種類                          | 現物支給   | 支援の種類                          | 現物支給   |
| 支援の内容                          | <p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は1世帯あたり52万円(平成24年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p> | 支援の内容                          | <p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は1世帯あたり57万4千円(平成29年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p> |
| 1.2（略）                         |  | 1.2（略）                         |  |
| 1.3 障害物の除去（災害救助法）              |  | 1.3 障害物の除去（災害救助法）              |  |
| 支援の種類                          | 現物給付   | 支援の種類                          | 現物給付   |
| 支援の内容                          | <p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p>   | 支援の内容                          | <p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p>   |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前  |   | 改正後  |  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
|--|---|--|--|--------|-------|------|----------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|--|-----|--------|-------|------|----------------|-------------------------------|
|  | 3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり <u>133,900円</u> （平成24年度基準）。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切  |  | 3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり <u>135,100円</u> （平成29年度基準）。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切 |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 14・15（略）   |   | 14・15（略）   |  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援  |   | 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援  |  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 1 天災融資制度   |   | 1 天災融資制度（国が実施する災害資金）   |  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| (1) 支援の種類：融資   |   | (1) 支援の種類：融資   |  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| ①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。 |   | ①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の <u>発動</u> に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。 |  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| (略)  |   | (略)  |  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 2 農林漁業者に対する資金貸付  |   | 2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）  |  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 支援の種類  | 融資  | 支援の種類  | 融資   |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 支援の内容  | ●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。   | 支援の内容  | ●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
|  | 1 株式会社日本政策金融公庫  |  | 1 株式会社日本政策金融公庫   |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
|  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td><u>1,200万円又は年間経営費</u></td> <td><u>13年以内</u>（うち<u>6年以内</u>の据置可能）</td> </tr> </tbody> </table> |  | 資金名  | 資金の使い途 | 貸付限度額 | 償還期間 | 農林漁業セーフティネット資金 | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資 | <u>1,200万円又は年間経営費</u> | <u>13年以内</u> （うち <u>6年以内</u> の据置可能） | <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td><u>一般：600万円</u><br/><u>特認：年間経営費の3/1</u><br/><u>2又は年間粗収益の3/1</u><br/><u>2のいずれか低い額</u></td> <td><u>10年以内</u>（うち<u>3年以内</u>の据置可能）</td> </tr> </tbody> </table> | 資金名 | 資金の使い途 | 貸付限度額 | 償還期間 | 農林漁業セーフティネット資金 | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資 |
| 資金名  | 資金の使い途  | 貸付限度額  | 償還期間   |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 農林漁業セーフティネット資金   | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資   | <u>1,200万円又は年間経営費</u>  | <u>13年以内</u> （うち <u>6年以内</u> の据置可能）  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 資金名  | 資金の使い途  | 貸付限度額  | 償還期間   |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |
| 農林漁業セーフティネット資金   | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資   | <u>一般：600万円</u><br><u>特認：年間経営費の3/1</u><br><u>2又は年間粗収益の3/1</u><br><u>2のいずれか低い額</u>  | <u>10年以内</u> （うち <u>3年以内</u> の据置可能）  |        |       |      |                |                               |                       |                                     |  |     |        |       |      |                |                               |



## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前 |          |                             |                                       |                        | 改正後 |          |                             |  |                        |
|-----|----------|-----------------------------|---------------------------------------|------------------------|-----|----------|-----------------------------|--|------------------------|
|     | 農林漁業施設資金 | 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資 | ①負担額の100%<br>②1施設当たり1,200万円、漁船7,000万円 | 18年以内<br>(うち6年以内の据置可能) |     | 農林漁業施設資金 | 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資 | 一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額<br>特認：負担額の80%又は1施設あたり600万円のいずれか低い額<br>漁船：<br>・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額<br>・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～1.1億円のいずれか低い額 | 15年以内<br>(うち3年以内の据置可能) |
|     | 農業基盤整備資金 | 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設        | 負担額の100%                              | 28年以内<br>(うち13年以内の据置可) |     | 農業基盤整備資金 | 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設        | 負担額の100%   | 25年以内<br>(うち10年以内の据置可) |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前 |            |   |                       | 改正後  |  |              |   |  |
|-----|------------|---|-----------------------|--|--|--------------|---|--|
|     |            | の復旧のための資金を融資  |                       | 能)   |  | の復旧のための資金を融資 | 能)  |  |
|     | 農業経営基盤強化資金 | 農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧のための資金や長期運転資金を融資                 | 個人1.5億円、法人5億円         | 28年以内(うち13年以内の据置可能)                                |  | 農業経営基盤強化資金   | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資<br>個人3億円、法人10億円                                       | 25年以内(うち10年以内の据置可能)  |
|     | 経営体育成強化資金  | 農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得等のための資金や既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資 | (新設)<br>個人1.5億円、法人5億円 | 28年以内(うち13年以内の据置可能)                                |  | 経営体育成強化資金    | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資<br>①負担額の80%<br>②個人1.5億円、法人5億円                         | 25年以内(うち3年以内の据置可能)   |
|     | 林業基盤整備資金   | 森林、林道等の復旧のための資金を融資                                  | 事業費×0.8~0.9           | 復旧造林：58年以内(うち38年以内の据置可能)<br><br>林道：28年以内(うち10年以内の据 |  | 林業基盤整備資金     | 森林、林道等の復旧のための資金を融資<br>①復旧造林：負担額の80%(計画森林は負担額の90%)<br>②樹苗養成施設：負担額の80%<br>③林道：負担額の80% | ①復旧造林：30年以内(うち20年以内の据置可能)※別途特認要件あり<br>②樹苗養成施設：15年以内(うち5年以内の据置可能)<br>③林道：20年以内(うち3年以内の据 |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前      |                              |                                     |                         | 改正後      |  |                              |                        |
|----------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|----------|--|------------------------------|------------------------|
|          |                              |                                     | 置可能)                    |          |  |                              | 置可能) ※別途特認要件あり         |
| 漁業基盤整備資金 | 漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資          | 事業費×0.8                             | 23年以内<br>(うち6年以内の据置可能)  | 漁業基盤整備資金 | 漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資                        | 負担額の80%                      | 20年以内<br>(うち3年以内の据置可能) |
| 漁船資金     | 漁船の復旧のための資金を融資               | ①事業日×0.8<br>②1隻当たり4.5億円(特定業種6～11億円) | 15年以内<br>(うち5年以内の据置可能)  | (削除)     |  |                              |                        |
| 漁業経営安定資金 | 漁業経営の再建整備を図ろうとする方等の負債整理資金を融資 | 個人750万円、法人1,500万円                   | 23年以内<br>(うち6年以内の据置可能)  | (削除)     |  |                              |                        |
| 2 農協・漁協等 |                              |                                     |                         | 2 農協・漁協等 |  |                              |                        |
| 資金名      | 資金の使い途                       | 貸付限度額                               | 償還期間                    | 資金名      | 資金の使い途                                     | 貸付限度額                        | 償還期間                   |
| 農業近代化資金  | 災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資   | ①事業費×0.8<br>②個人1,800万円<br>③法人2億円    | 18年以内<br>(うち10年以内の据置可能) | 農業近代化資金  | 災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資(認定農業者、集落営農組織のみ) | (削除)<br>①個人1,800万円<br>②法人2億円 | 15年以内<br>(うち7年以内の据置可能) |
| (略)      |                              |                                     |                         | (略)      |  |                              |                        |
| 漁業近代化資金  | 災害により被災した漁業施設等の復旧のための資金を融資   | 1,200                               | 18年以内                   | 漁業近代化資金  | 災害により被災した漁業施設等の復旧のための資金を融資                 | 1,800                        | 15年以内                  |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前   |  |                          |          |               | 改正後   |  |                          |          |               |
|---|--|--------------------------|----------|---------------|---|--|--------------------------|----------|---------------|
|   | 金  | 災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資 | 万円～3.6億円 | (うち6年以内の据置可能) |   | 金  | 災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資 | 万円～3.6億円 | (うち3年以内の据置可能) |
|   | ●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合せ先まで。   |                          |          |               |   | ●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合せ先まで。   |                          |          |               |
| 対象者   | 農林漁業者  |                          |          |               | 対象者   | 農林漁業者  |                          |          |               |
| 問合せ先  | 株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等  |                          |          |               | 問合せ先  | 株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等  |                          |          |               |
| 第5章 激甚災害の指定<br>第1節 激甚災害指定の手續<br>1～3 (略)<br>4<br>(1) 激甚災害指定基準(本激の基準) |  |                          |          |               | 第5章 激甚災害の指定<br>第1節 激甚災害指定の手續<br>1～3 (略)<br>4<br>(1) 激甚災害指定基準(本激の基準) |  |                          |          |               |
| 適用条項(適用措置)  | 指 定 基 準  |                          |          | 担当部局          | 適用条項(適用措置)  | 指 定 基 準  |                          |          | 担当部局          |
| 激甚法第2章(第3条、第4条)(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財                               | A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.5%<br>又は<br>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.2%<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以 |                          |          | 土木建築部<br>河川課  | 激甚法第3条、第4条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)                                | A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.5%<br>又は<br>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.2%<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以 |                          |          | 土木建築部<br>河川課  |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前  |  |                         | 改正後                            |   |                   |
|--|--|-------------------------|--------------------------------|---|-------------------|
| 政援助)   | 上ある場合<br>1 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の標準税収入×25%<br>2 県内市町村の査定見込総額>県内全市町村の標準税収入×5%   |                         |                                | 上ある場合<br>1 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の標準税収入×25%<br>2 県内市町村の査定見込総額>県内全市町村の標準税収入×5%  |                   |
| (略)  | (略)  | (略)                     | (略)                            | (略)   | (略)               |
| (略)  | (略)  | (略)                     | (略)                            | (略)   | (略)               |
| (略)  | (略)  | (略)                     | (略)                            | (略)   | (略)               |
| (略)  | (略)  | (略)                     | (略)                            | (略)   | (略)               |
| 激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)、 <u>第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</u> | A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2%<br>又は<br>B 中小企業関係被害額>全国中小企業推定所得額×0.06%<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合<br>1 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得 推定額×2%<br>2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円<br><br>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ | 商工労働部<br><u>商工労働企画課</u> | 激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) | A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額<br>又は<br>B 中小企業関係被害額>全国中小企業推定所得額×0.06%<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合<br>1 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得 推定額×2%<br>2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円<br><br>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ | 商工労働部<br>経営創造・金融課 |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

| 改正前  |   |                          | 改正後  |   |                       |
|--|---|--------------------------|--|---|-----------------------|
|  | 特例措置が講じられることがある。  |                          |  | 特例措置が講じられることがある。  |                       |
| (略)  | (略)   | (略)                      | (略)  | (略)   | (略)                   |
| (略)  | (略)   | (略)                      | (略)  | (略)   | (略)                   |
| (略)  | (略)   | (略)                      | (略)  | (略)   | (略)                   |
| (略)  |   |                          | (略)  |   |                       |
| (2) 局地激甚災害指定基準 (局激の基準)   |   |                          | (2) 局地激甚災害指定基準 (局激の基準)   |   |                       |
| 適用条項 (適用措置)  | 指 定 基 準   |                          | 適用条項 (適用措置)  | 指 定 基 準   |                       |
| (略)  |   |                          | (略)  |   |                       |
| 激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)、第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例) | 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 | 商工労働部<br>経営<br>金融<br>支援室 | 激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)、第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例) | 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 | 商工労働部<br>経営創<br>造・金融課 |
| 第2節 (略)  |   |                          | 第2節 (略)  |   |                       |
| 第5章 (略)  |   |                          | 第5章 (略)  |   |                       |

## 大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

【参考】

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>地震・津波対策編 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画<br/>391 ページ</p> <p>【参考】平成23年度見直しの経緯</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 見直しの経緯</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 現行(H16.3)の地震・津波想定<br/>(詳細については、「第1部 第5章 地震・津波の想定」を参照)</p> <p>今回の見直しの対象であった現行(H16.3)の地震・津波想定は、直下型地震では阪神・淡路大震災規模の最大震度7であり、海溝型地震では東南海・南海地震の2連動のマグニチュード8.6、震度は6弱である。</p> <p>なお、津波の最大波高について、県内において津波高が最も高い地域は佐伯市米水津の6.24メートルであり、到達時間が最も早い地域は佐伯市蒲江で21分と想定されている。</p> <p>(次表は現行の地震・津波想定から抜粋)</p> | <p>地震・津波対策編 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画<br/>391 ページ</p> <p>【参考】平成23年度見直しの経緯</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 見直しの経緯</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) H16.3の地震・津波想定<br/>(詳細については、「第1部 第4章 地震・津波の想定」を参照)</p> <p>今回の見直しの対象であったH16.3の地震・津波想定は、直下型地震では阪神・淡路大震災規模の最大震度7であり、海溝型地震では東南海・南海地震の2連動のマグニチュード8.6、震度は6弱である。</p> <p>なお、津波の最大波高について、県内において津波高が最も高い地域は佐伯市米水津の6.24メートルであり、到達時間が最も早い地域は佐伯市蒲江で21分と想定されている。</p> <p>(次表はH16.3の地震・津波想定から抜粋)</p> |